

平成31年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成31年3月8日(金)

東洋町議会

余 白

平成31年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成31年3月8日(金) 午前9時00分宣告
出席議員 (8名)

議長	西岡 尚宏 君	副議長8番	福島 登 君
1番	平山 照生 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	武山 裕一 君
5番	小野 正路 君	6番	今宮 裕明 君
7番	田島毅三夫 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	小池 昭平 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
総務課長補佐	築地 仲音 君
住民課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 4番 武山裕一 君 5番 小野 正路 君

平成31年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成31年3月8日(金) 午前9時開議

- | | | |
|---------|--------|--|
| [日程第1] | 議案第2号 | 東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第2] | 議案第3号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第3] | 議案第4号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第4] | 議案第5号 | 平成30年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて |
| [日程第5] | 議案第6号 | 平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて |
| [日程第6] | 議案第7号 | 平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて |
| [日程第7] | 議案第8号 | 平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて |
| [日程第8] | 議案第9号 | 平成31年度東洋町一般会計予算を定めることについて |
| [日程第9] | 議案第10号 | 平成31年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて |
| [日程第10] | 議案第11号 | 平成31年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて |

- [日程第11] 議案第12号 平成31年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第12] 議案第13号 平成31年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第13] 議案第14号 平成31年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第14] 議案第15号 平成31年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第15] 議案第16号 平成31年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第17号 平成31年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 発議第1号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書について
- [日程第18] 発議第2号 家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書について
- [日程第19] 議員派遣について
- [日程第20] 閉会中の継続審査・調査の申し出について
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
- [日程第21] 一般質問

議事のでんまつ

議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は、全員であります。

これより、平成31年第1回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、条例3件、補正予算4件、当初予算9件、発議2件、議員派遣2件、閉会中の継続審査・調査の申出1件の計21件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、3月5日に、予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。

次に、本定例会で付託を受けた、家族従業者の人権保障と女性の活躍を促進するために、所得税法第56条の廃止を求める意見書と山奥等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税で、順次、計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書は、総務教育民生常任委員長、並びに、産業建設常任委員会委員長から、それぞれ採択との報告がありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、議案第2号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された、すべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式

で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないことになっております。

その規定に反すると認めたときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は発言を禁止します。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しなすと発言のうえ、挙手願います。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第2号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第3号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

7番、田島毅三夫君。

質疑を始めてください。

(田島 毅三夫議員)

議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、通告通り質疑させていただきます。

まず1番目に、月45時間以内という議案が出ておりますが、そうならば例えば3月ならばですね、31日のうち土日祝日を入れますと11日の休日があります。

実質20日の出務となるわけでありまして。

1日そうすると2時間半弱となりますが、それでは厳しいので

7番議員

<p>議長</p>	<p>はないか。また、月限度はありますが、1日の限度はないのでし ょうか、お聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>原則、超過勤務命令を行うことができる月の上限は、原則45 時間以内の規定をしておりますが、1日についての規定はござい ません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(議席より、ああごめん、声出さなんだと発言あり)</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まあそうなりますとね、どう言いますか。</p> <p>後の方にも書きましたが、月45時間で、その範囲内であれば 1日仮にですよ、10時間、4日半やれるということになります よね。</p> <p>10時間いうたらちょっとすいません言い方悪かった。</p> <p>4時間、5時間をその限度内に持って行ってやれるということ になりますが、そういうときのフォローはどういたしますか。お</p>

<p>議長</p>	<p>聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長) 大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長) 田島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>原則、月は45時間以下、その他にですね、年間では360時間以下という規定も設けておりますので、仮に月45時間を超えた場合であったとしても、年間でですね、360時間以下に収まることが可能であれば、そこは問題ないのではないかと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員) まああの、ちょっと質問と答弁が噛み合っていないけれども、結局要するに、うちが言いよんのは、その範囲内であれば1日の時間が延びても良いのでしょうかという、そういう心配をしていたわけです。</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>月45時間で、例えばですね、10日なら4時間半連続しての超過業務は厳しい、月45時間で、私の先程の質問ですが、仮に月45時間の範囲内であれば、10日で4時間、1日4時間半連続でできるんですが、そういう連続日数の上限規定を今後検討し</p>

<p>議長</p>	<p>ていただけないでしょうか、した方が良くないんじゃないでしょうか、お聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>質疑にお答えいたします。</p> <p>連続日数の上限についての規定は、今現在、不要であると考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まあ今後また、そういう課題、問題が起これば、また検討していただきたいと思います。</p> <p>最後の3番目です。</p> <p>これはまああの、執行部からこういうあれがあがっておりますが、これはあの職員さんらに、こうした取組みについては、職員組合とかですね、そういうその、職員さんの意見や意向などは聞き取った、協議したうえでの提案でしょうか、1つだけ教えてください。最後です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>総務課長</p>	<p>大坪総務課長。</p> <p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>質疑にお答えいたします。</p> <p>条例改正にあたりまして、職員組合には事前協議は行っておりませんが、労働環境の改善に繋がる条例及び規則の改正となっておりますので、職員組合の方にもご理解いただけるものと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで、討論を終わります。</p> <p>これより、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。</p> <p>原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p>

<p>7 番議員</p>	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 4、議案第 5 号、平成 3 0 年度東洋町一般会計補正予算第 4 号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分気をつけてください。</p> <p>7 番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>法令等に反することがあれば、ご注意よろしくお願いたします。気を付けていきますが、よろしくお願います。</p> <p>平成 3 0 年度一般会計補正予算第 4 号のページでいきます、2 0 ページ 1 9 節の飼い猫不妊手術補助金 3 万 2 千円について、1 点 2 点、質疑させていただきます。</p> <p>1 つ目です。</p> <p>公費による野良猫の不妊手術を進めようということでお聞きしたいと思います。</p> <p>説明では、1 匹 8 千円で 4 匹分が計上されたと、こう説明を受けました。これはまあ、その中で、飼い猫対象だとも聞いております。</p> <p>年間飼い猫 4 匹のですね、出産を止めたとしても、仮にですね、猫は年 2 回ほど出産すると聞いております。</p> <p>飼い猫だけでなく、野良猫の増加を止めなければ、焼け石に水</p>
--------------	--

	<p>だと思いますが、この点はどうお考えでしょうか。</p> <p>また、今や社会的問題となっている野良猫にも手を広げ、公費での手術を提案しますがどうでしょうか、お聞きしたいと思えます。</p>
議長	<p>(議席より、議長と呼ぶ声あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい、8番福島君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>今の田島さんの質問の中に、自らも言ってますけど、提案となっておりますが、おかしいのではないですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>わかりました。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>この予算は、猫の不妊手術の補助金の内容についてであります。</p> <p>野良猫の社会的問題うんぬんは、議題に関係ありません。</p> <p>よって、ただいまの質疑内容は、議題外の発言であり、自己の意見も入っておりますので、議会会議規則第54条に反しますので、質疑とは認めません。</p> <p>質疑は許可すると言いましたが、法令や規則、条例に抵触することがない質疑内容が大前提としてあります。</p> <p>以上のことから、執行部は答弁する必要はありません。</p>

(議席より、議長と呼ぶ声あり)

それから、執行部の過去の答弁内容では、この補助金制度の対象は、飼い猫だけでなく、野良猫にも適用しておりますので、飼い猫対象だと聞いていると発言した部分は、不適切でありますので注意しておきます。

(議席より、議長と呼ぶ声あり)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

2番目の質問に入らせてもらいます。

そういうことで1番目は駄目でしたが、2つ目の質問をさせてもらいます。

要するに、この補助金の目的といいますか、趣旨といいますか、これはなんなんでしょうか。

つまり、結局、その今言う社会的な被害となっておる野良猫の増加を防いで、住民生活に、どう言いますか、被害が及ぼされている猫の害を少なくすると、こういうことが目的ではないんでしょうかね。

そうであれば、今言う、そういうこともしていかなければならないという質疑だったんですが、そのために、不妊手術をするためには、現在の法律とは言いませんが、保健所からの指示なんかによりますと、野良猫は捕獲してはならない、あるいは、殺処分

	<p>してはならないというようになっております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議題から</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやいや</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>離れていってますので、2番に入ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その説明の上に、私は質問してるんですが。</p> <p>そういうことであれば、まず私はね、この飼い猫の登録をしなければいけないということを考えてるんですよ。</p> <p>そうしなければ不妊手術はできないと。ね。</p> <p>野良猫と、普通の飼い猫との区別ができなければ、不妊手術のために、野良猫をどうするかということもできないわけです。</p> <p>そういう意味でこの野良猫の登録制を提案しようと、提案というかお聞きしたいと思ったんですが、どうでしょう、この質疑は</p>

議長	<p>どうでしょうか。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提案というのはいけません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>提案は除けます。</p> <p>そういうことを考えているかどうかということをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは自己の意見ですので。</p> <p>補助金のことですので。</p> <p>質疑になっておりませんので。</p>
7 番議員	<p>(一般質問でやっていただければと声あり)</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ん。</p> <p>一般質問、それはわかっちゃんのやけどの。</p> <p>これは質問にはなるけど、いやいや、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>町長、勝手な発言はやめてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

	<p>まああの、議員必携の中にもこうありますね、その意見を、意見はもちろんいけませんよ、反対賛成の討論のようなものはいきませんが、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう、待ってください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>勝手な発言はやめてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい、はい、今ここで質問台に立ってます。</p> <p>その中には、こう載ってますね。</p> <p>意見といえども、その意見を言わなければ、その質疑はできないようなもののための意見まで止めるものではないと、こうなっております。</p> <p>今のこういう問題にしても、その目的に対して質疑しようとしてるんですからね。</p> <p>そういうことを、許して欲しいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、それは補助金の趣旨を変えるということでしょう。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>趣旨はほら、今言うように、猫を減らしていこうということやきんね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そういうのも、一般質問でやっていただいたらいいと思いますので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>以上、終わります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、今2つ目やったんですか。</p> <p>(議席より、2つ目今言う、やって途中で止められたでしょと発言あり)</p> <p>今1つ目でしょう。</p> <p>2つ目の、</p> <p>(議席より、ほらやらしてくれると嬉しいですよ、発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今、私は、この今言う、2つ目に入ったつもりやったんですが、もういっぺん反対されるかな。</p> <p>不妊手術の成功には、飼い猫の登録制が必要だということが2</p>

議長	<p>つ目です。そうですよ、それを言いよんでしょ。</p> <p>今、その分、1の2は、私は、今引いたんです。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はいはい。2つ目の野根漁協の</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解、ほな、もうこのまま続けて、特会いきます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p> <p>この漢数字の2番目21ページの19節について、お聞きしたいと思います。</p> <p>野根漁協設備改修補助金750万円の可否を問うということで質疑をさせていただきます。</p> <p>貸付金の返還がなければ、備品一つ買わない、一切の支援を行わないという議会における町長約束を破棄してですね、漁協に補助金交付や備品購入を続ける公約違反に対して、その不当を訴えた裁判では、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】という、予期せぬ判決が本年2月8日に下りました。</p> <p>しかし、議会での約束は住民さんとの確約であり、その不履行は裏切りとなり、道義的責任は重大と考えています。</p> <p>今回補正では、750万円、本年度当初予算では255万円が</p>

議長	<p>次々補助されていますが、貸付金の一括、もしくは、分割など、返還の確約ができるまでは猶予するのが民意と考えますがどうでしょうか。お聞きしたいと思います。</p> <p>(議席より、議長と呼ぶ声あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山君。</p>
1番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>今の発言で、状況が変われば町長約束を破棄しても仕方がないという判決が2月8日に下りていると言われましたが、こういう判決は下りてないと思いますが、議長の方からもう一遍発表してやってください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい。それとやはり、先程と同じように、これは一般質問ではないと思いますよ。</p> <p>自己の意見もかなり入っとうと思います。</p> <p>よろしく願います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>わかりました。</p>

7番、田島毅三夫君。

ただいまの質疑内容は、議題外の発言で、自己の意見も入っておりますので、議会会議規則第54条に反しますので、質疑と認めません。

以上のことから、執行部は、答弁をする必要はありません。

それから、裁判では、状況が変われば、町長約束を破棄しても仕方ないという予期せぬ判決が本年2月8日に下ったと発言しましたが、その裁判の判決文を読み上げると、平成23年度時点における本件公約について見るに、野根漁協への融資を行うにあたって厳しい言動をとっているが、東洋町においては、漁業の近代化及び流通改善により漁業経営の安定と漁民の生活水準の向上を図ること等の政策を条例で掲げており、野根漁協への補助金の交付は、これらの政策を実施するうえで、必要なものであるから、野根漁協に対する一切の金銭の支出を禁じた趣旨であると解するのは無理があり、東洋町の姿勢として、安易かつ無制限な支援を行うことはできず、野根漁協による放漫経営を許さない強い意志を表明したということは読み取れるとしても、将来における、あらゆる公金の支出について、直ちに違法ならしめる法的拘束力をもったものと理解することはできないとして、許される支出であることは明白であり、本件公約の存在を考慮しても、違法性を基礎づけることはできないとまで言われており、野根漁協への支出は、適法であるとの判決であったことが事実であります。

7番、田島毅三夫君。先ほどの発言は、事実に基づかないものでありますので、不穩当発言とみなしますので、この部分は、議長権限で発言を取り消します。

(議席より、議長ちょっと弁明させていただきませんかと声あり)

弁明やいうのは、

(議席より、結局ちょっとやっぱりおかしいところがある、発言を求めたいと声あり)

議長の許可のない、勝手な発言はやめてください。

質疑をするのであれば、補助金750万円の内容について聞いてください。

あなたの質疑内容は、750万円の予算執行に対する自己の意見であります。

予算の執行権は、町長にあります。

このような内容は、一般質問でやってください。

(議席より、議長、議長ちょっと、と発言あり)

次に、進みます。

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

(議席より、なしの声あり)

これで、質疑を終わります。

	<p>これより、討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まあ、質疑の中でと思って、もし、いけたら、そう思っておりましたが。</p> <p>それでは、平成30年度一般会計補正予算、野根漁協への補助金反対討論とさせていただきます。</p> <p>平成23年に貸付けた1千万円がまったく返還されず、毎年のような督促や催告に対してもまったく返答もない漁協に対して、毎議会のように次々と補助金や備品購入などの支援を行っています。</p> <p>そのすべてが現代困窮している、</p> <p>(議席より、議長という声あり。)</p> <p>え、ああ、ごめんなさい。</p> <p>(討論時の発言台の確認と移動)</p>
7番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>最初からやってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>最初からいきましょうか。</p>

平成30年度一般会計補正予算、野根漁協への補助金反対討論として、討論させていただきます。

平成23年に貸付けた1千万円がまったく返還されず、毎年のような督促や催告に対しても、まったく返答もない漁協に対して、毎議会のように次々と補助金や備品購入などの支援を行っております。

そのすべてが、現在、困窮している住民さんの血税であり、こうした行政不当に対して、その監視及びチェックを付託された議会議員として、本予算を通過させることは、住民さんへの責任放棄であり、裏切りだと考えています。

どうか、漁協が誠意のある目に見えた対応をするまでの間、漁協確約書や町長答弁のとおり、備品1つ買わない、一切の支援をしないことを厳守するよう求め、本件予算の認可に反対して、討論といたします。

全議員の賛同を求めたいと思います。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

次に、賛成者の討論はありますか。

(議席より、なしの声あり)

他に討論はありますか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号、平成30年度東洋町一般会計補正予算

第4号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(議席より、先にほの今、反対と発言あり)

挙手7名でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第6号、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第7号、平成30年度東洋町下水道事業特別会

計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決
します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求め
ます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、平成30年度東洋町観光施設事業特別
会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2件ありましたので、これを認めますが、法令や
規則、条例に抵触することがないように、発言には十分気をつけて
ください。

8番、福島登君。

質疑を始めてください。

8番議員

(福島 登議員)

議案第8号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予
算第3号を定めることについて、次の点をお聞きします。

予算書6ページ、観光施設事業収入、海の駅食堂売上代金31
0万円の補正と、7ページ、観光施設事業費、海の駅食堂賄い材
料費240万円の補正は関係すると思われませんが、一般的に売上
の5割が材料費といわれていますが、賄い材料費に対して売上が
低いように思われます。

また、電気、ガス代などの必要経費が追加計上されてないこと

<p>議長</p>	<p>についてお聞きをいたします。 よろしく申し上げます。</p> <p>(西岡 尚宏議長) 伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長) 福島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>今回の補正計上だけで捉えますと、収入を抑えて計上している こともありまして、材料費の割合は高くなりますが、全体的に計 上した場合の資料を配付しておりますので、そちらをお願いいた します。</p> <p>合計の欄を見ていただきたいと思います。</p> <p>海の駅食堂の売上額については、31年1月末で1779万3 990円となっております。</p> <p>また、惣菜の販売も行っており、物販の売上に別で計上されて おりますが、その売上額は、1月末で61万235円、合わせて 1840万4千225円となり、賄い材料費につきましては、2 月末で911万4千210円となっております。</p> <p>売上に対する割合は、49.5パーセントとなります。</p> <p>しかし、食材や調味料などは、まとめて購入し、ストックする ものもありますので、割合については、正確な数字ではございま せんのでご了承ください。</p> <p>また、メニューの開発や試作品等にも取組んでいるため、その 分の材料費なども含まれていることから、多少材料費の割合が高 くなっている状況です。</p>

	<p>また、電気、ガス代などにつきましては当初予算の範囲で賄える予定です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>続いて、7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まったく同じ内容でございますので、読み上げて終わらせていただきます。</p> <p>平成30年度観光施設事業特別会計補正予算第3号に対する質疑でございます。</p> <p>今回補正では、食堂売上収入310万円に対して、その材料費と消耗品、合わせて290万円が計上されてきました。</p> <p>売上の増えたことには、敬意を表し、努力は称えたいと思いますが、310万円の売上で、20万円の利益となれば、調理などの人件費を考えるとほとんど利益はないと考えています。</p> <p>確かに、店の商品の利益に繋がることはありますが、今後、収益率の増加を考えなければ、経営にも影響すると考えるのがいかがでしょうかというのが質疑でした。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、答弁はいりませんか。</p> <p>(議席より、もう同じ答弁になると思いますと発言あり)</p>

いいですか。

(議席より、はい、かまいませんと発言あり)

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第8号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

<p>予算審査特別委員 委員長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第9号、平成31年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、一般会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月5日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成31年度東洋町一般会計予算について審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>まず、歳入から報告します。</p> <p>社会資本整備総合補助金(耐震改修事業)1685万1千円について、平成31年度は30戸分で、ブロック塀の撤去、改修は10戸分であるが、前年度繰り越し分を合わせると1億3千万円万円規模となるなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>続いて、歳出について報告します。</p> <p>まず、議会費では、弁護士費用30万円については、訴訟1件分に対応するための弁護士費用であるとの質疑、答弁がありました。</p> <p>次に、総務費では、白浜地区複合施設建設設計委託料2千万円については、集落活動支援センターの整備に向けて、住民の方々</p>
-------------------------	---

と何度も協議を重ね、生産販売活動や福祉活動などを取り入れる計画である、などの質疑、答弁がありました。

次に民生費では、在宅介護手当 1344 万円については、体調が悪い方、あるいは、認知症の方を介護する方へ月額 4 万円を支給しているなどの質疑、答弁がありました。

次に、衛生費では、不妊治療費等助成事業医療費 44 万 1 千円については、通院費、通院に伴う宿泊費、保険適用外の費用などの一部を助成しているなどの質疑、答弁がありました。

次に、農林水産費では、有害鳥獣等被害防止柵設置補助金 100 万円については、ネットや電気柵などが対象で、事業費の限度額は 30 万円であるなどの質疑、答弁がありました。

次に、商工費については、駐車場交通整理委託料 119 万 4 千円については、警備員の見積単価が上がったことと、10 日間のゴールデンウィークに対応するため増額となったなどの質疑、答弁がありました。

次に、土木費については、大道星線道路越波対策工事設計業務委託料 400 万円についての場所は、旧吉岡石油の裏側で、高波により砂が揚がるため、堤防を整備するなどの質疑、答弁がありました。

次に、消防費については、家屋調査委託料 1442 万円については、野根地区防災避難施設を建設するにあたり、建設前に近隣の家屋を調査し、建設後に損害等がないか確認するための調査であるなどの質疑、答弁がありました。

最後に、教育費については、教員賃貸住宅補助金 109 万 8 千円については、教員住宅が満室で入居できない場合、教員住宅相当の家賃となるよう助成しており、12 件分を予算計上している

<p>議長</p>	<p>などの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成6名、反対1名で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、さよう決しました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、平成31年一般会計当初予算についての反対討論を2件させていただきます。</p> <p>1つ目、NPO、WRPへの野根川再生計画委託料2千万に対する反対討論であります。</p>

平成29年9月から平成31年3月まで3カ年にわたり野根川再生計画と称して、国及び東洋町から計5千万が委託金として補助されてきました。

計画書に網羅された民間を巻き込んだ野根川再生や移住者や人口の増加、町産業の振興発展などという触れ込みに反して、まったくの費用対効果の姿が見えないものであります。

そのうえ、事務所に常備し、閲覧に供すべき資料の保管も開示もせず、記載が規定された役員住所は黒塗りで出され、配達証明での開示に対しては受け取りを拒否されております。

支出表にも万円単位の数字が並び、会議費の47万円など、疑問点は枚挙に暇がありません。その疑義に対しての確認さえも拒み続けているのです。

また、今までは、3年間と約束されていたのに、31年度当初予算には2千万円が計上され、さらに、今後3年間継続されることが、今、総務省で審査されていると聞いております。

こうした不当な対応が多々あるにもかかわらず、町は対応を拒否したうえ、さらに血税を投入しようとしているのであります。

仮に、今後3年間実行されたとすれば、合計1億1千万円が投入され、その半分5千500万円が町の負担として投入されることになるのです。

町民困窮の中、この不当支出には納得はできず、行財政のチェックを本分とする議員として、予算認定に反対討論を行い、全議員の本意を促すものであります。これが1つ目です。

もう1つあります。

避難者支援プラン事業臨時職員賃金162万8千円に対する反対討論であります。

何度も質問し、質疑もしてきましたが、まったく対応せず、そのまま効果、成果の出るはずのない破綻した事業を繰り返し、予算を無駄にしているため、以下の理由をもって、反対討論といたします。

この事業は、町内に居住する住民さんで、いざのときに1人で避難できない人に対して、2人の避難支援者を担当に付いてもらい避難するという計画ですが、当初町内該当者は500人を超えていたのに、支援者が少ないという理由で本年度46人に減らして認定したと聞きました。

該当者が減ったとしても、避難支援者は2倍の92人が必要であり、消防や役場職員を充てると説明がありましたが、地震で道路はふさがり、津波はそこまで来て1分2分を争う中でどうやって担当の人の家まで行き、救助、支援ができるのでしょうか。

そこで、避難場所ごとに逃げるグループを作ってください、普段からの付き合いの中で互いに話し合い、誰が誰を支援するかのプランを立てて、人数の不足するところに、職員や消防の余裕がある人に支援に回ってもらおうと。こういう体制を立ち上げようという提案、提言して参りました。

それができると、避難場所の整備や管理、日々変化する要避難支援者の体調もわかり、いざのときには、大きな成果が出ると考えています。

何十回と町や県に進言していますが、未だに動きはありません。そこで、県や町の体制が整うまで、一旦、本件事業はストップし、血税の無駄を止めようとするものであります。

どうか反対討論に賛同を求めたいと思います。

よろしく願いいたします。

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>私は、平成31年度一般会計に賛成する立場から討論を行います。</p> <p>一般会計予算に賛成する立場から討論を行いたいと思います。</p> <p>平成31年度一般会計では、厳しい予算の中で、用地取得した野根地区防災施設の建設やブロック塀、木造住宅耐震化に予算を重点配分し、子育て世帯や在宅介護支援を継続、学校空調設備施設など、住民に直接関わる事業を重視する予算となっており、平成31年度一般会計予算に賛成し、私の賛成討論を終わります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>次に、反対討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第9号、平成31年度東洋町一般会計予算を定</p>

<p>予算審査特別委員 委員長</p>	<p>めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手7名です。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9、議案第10号、平成31年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、住宅新築資金等貸付事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月5日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成31年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>競売に係る手数料600万円を計上しているが、収入分は、歳入の過年度滞納償還金へ入るようになっているなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成6名、反対1名で</p>
-------------------------	---

議長

原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第10号、平成31年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

	<p>賛成7名です。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、議案第11号、平成31年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p>
<p>予算審査特別委員長</p>	<p>(平山 照生予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、国民健康保険事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月5日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成31年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>葬祭費40万円については、1名につき4万円で、10名分を計上しているとの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p>

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第11号、平成31年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号、平成31年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

<p>予算審査特別委員 委員長</p>	<p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましてので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、後期高齢者医療保険事業特別会計当初予算。 予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月5日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成31年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、さよう決しました。</p>

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第12号、平成31年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は、10時20分です。

(休憩時間：9時59分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：10時20分)

日程第12、議案第13号、平成31年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

<p>予算審査特別委員 委員長</p>	<p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましてので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、介護保険事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月5日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成31年度東洋町介護保険事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>介護予防支援委託費54万円については、海陽町や室戸市の事業所へ委託しケアマネージャーによる要支援者の計画書を作成し、生活支援の予防を行っているなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第13号、平成31年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号、平成31年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

平山予算審査特別委員長。

<p>予算審査特別委員 委員長</p>	<p>(平山 照生予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、介護サービス事業特別会計当初予算。 予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月5日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成31年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>ホームヘルプサービス事業収入624万円については、利用料の9割を国保連合会が負担したもので、利用者負担金は1割であるなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、さよう決しました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p>

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第14号、平成31年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号、平成31年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

平山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員
委員長

(平山 照生予算審査特別委員長)

議会報告、下水道事業特別会計予算。

予算審査特別委員会より報告いたします。

3月5日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成31年度東洋町下水道事業特別会計予算について審査を行いました。

議長

修繕料 200 万円については、老朽化で修繕箇所が増えたため、前年度より 100 万円増額しているなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 15 号、平成 31 年度東洋町下水道事業特別

<p>予算審査特別委員 委員長</p>	<p>会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第15、議案第16号、平成31年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、簡易水道事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より、報告いたします。</p> <p>3月5日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成31年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>飲料水供給施設整備事業補助金3202万1千円については、川口、真砂瀬、相間地区で井戸を設置して地下水を水中ポンプで汲み上げ供給するなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p>
-------------------------	---

議長

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第16号、平成31年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第16、議案第17号、平成31年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p>
<p>予算審査特別委員 委員長</p>	<p>(平山 照生予算審査特別委員長)</p> <p>議会報告、観光施設事業特別会計当初予算。</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月5日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成31年度東洋町観光施設事業特別会計予算について、審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>生見駐車場使用料の利用状況については、微減であるが、年々減少傾向にあり、昨年は台風来襲が多かったことも原因と考えているなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成6名、反対1名で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p>

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第17号、平成31年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、発議第1号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書の件を議題とします。

3 番議員

提出者の説明を求めます。

3 番、小松熙君。

(小松 熙議員)

発議第 1 号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第 14 条の規定により議会へ提出する。

本日提出であります。

提出者は私、小松熙。

賛成者は、田島毅三夫、高島俊彦、西岡尚宏の各議員であります。

本件は平成 31 年第 1 回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、産業建設常任委員会に付託されたものであります。

3 月 5 日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。

お手元の意見書案をご参照ください。

それでは、趣旨説明いたします。

戦後の拡大造林政策により造林された 1030ヘクタールの人工林のうち 3分の2が伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされずに放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。

山林の保水力の低下は深刻で、豪雨や台風の度に地元では土砂災害の危機にさらされています。

森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人につき毎年1000円の税を徴収するもので、毎年約620億円の税収が見込まれています。

人工林を造りすぎてしまったことは、林野庁も認めており、山の保水力低下、大雨でも崩れにくい災害に強い森づくり、野生動物たちのえさ場を山奥に復元することによる棲み分けの復活、花粉症の軽減など、これらのために森林環境譲与税を使って、林業採算の取れない放置人工林は、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきです。

森林環境税及び森林環境譲与税の使途に、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林の天然林化を入れ、天然林化が順次計画的に進めていくため、次の法整備と政策の実行を求めます。

まず、森林環境税及び森林環境譲与税の使途に、放置人工林の天然林化を明記すること。

次に、放置人工林の天然林化を自治体が事業化できるように、技術等を支援する政策を実現すること。

次に、放置人工林の天然林化は、現状の林業の補助金制度がほとんど使えないため、天然林化のための補助金制度を充実させること。

次に、公益のために、放置人工林の天然林化を実施する山林所有者が優遇を受けられるような制度を検討し、実現すること。

以上のことを、国においては、森林環境税及び森林環境譲与税の使途についての法整備と政策の実行を強く要請し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、ほか、議長、大臣に意見書を提出するものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

<p>議長</p>	<p>ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りいたします。</p> <p>本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、さよう決しました。</p> <p>これより、発議第1号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書の件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、意見書案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。</p> <p>日程第18、発議第2号、家族従業者の人権保障と女性の活躍を促進するための、所得税法第56条の廃止を求める意見書の件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>1番、平山照生君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p>

発議第 2 号、家族従業者の人権保障と女性の活躍を促進するために、所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第 1 4 条の規定により、議会に提出する。

本日提出であります。

提出者は私、平山照生。

賛成者は、福島登、武山裕一、今宮裕明、小野正路の各議員であります。

本件は平成 3 1 年第 1 回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。

3 月 5 日に委員会を開催し慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。

お手元の意見書をご参照ください。

それでは趣旨説明いたします。

中小業者や農林漁業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。

その中小零細業者を支えている家族従業者の働き分（自家労賃は、税法上、所得税法第 5 6 条の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとしており、必要経費として認められておりません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は 8 6 万円、親族は 5 0 万円で、家族従業者はこのわずかな控除が、本人の収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっております。

家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車を

かけております。

政府は成長戦略の中核として、女性の活躍をあげている。

自家労賃を必要経費として認めることで、女性の活躍をいっそう促進することができる。

税法上では青色申告にすれば、家族従業者の働き分(自家労賃)を給与として経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しております。

国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対し、家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しの検討をすすめることを求める勧告を出しております。

以上のことをふまえて、税法、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるため、女性の活躍を促進するためにも、国に対して、所得税法第56条を廃止されるよう強く要請します。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、ほか、議長、大臣に意見書を提出するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

議長

これより、発議第2号、家族従業者の人権保障と女性の活躍を促進するために、所得税法第56条の廃止を求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第19、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、平成31年5月28日、東京国際フォーラムにおける正副議長研修会、5月29日、国土交通省などへの海部郡安芸郡議長連合会の中央要望へ、それぞれの議員を派遣したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第20、閉会中の継続審査、調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

ここで、お諮りいたします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第21、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき、3回まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問といたします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言のうえ、挙手願います。

質問の通告が6名ありました。

発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないよう、発言には十分に気をつけてください。

初めに、平山照生君、件名は、甲浦中町地区の集会所を移転する件についてであります。

答弁者は町長、総務課長ほかとなっております。

1番、平山照生君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：10時50分)

1番議員

(平山 照生議員)

私からは、甲浦中町地区の集会所を移転する件について、質問いたします。

甲浦中町地区の集会所は、1988年に、当時の甲浦農協新設と同時に、その二階部分を集会所として使用する目的で設置されたものであり、築31年が経っております。

建築当時は、いろいろな事情があったと思いますが、当地区の集会所は他の地区では見られない民間事業者の建物に間借りした格好になっています。

そこで、次の通り質問します。

質問1、当集会所を利用している方々、主に中町の方々ですが、建設当初は、まだまだ若く体力もありましたが、現在ではお年寄りの仲間入りをされた方が多くなっております。

それに伴って、階段を二階まで上がり降りすることもかなりの負担となる者も増えてきました。

町は、この集会所を利用されている方々が、このような状態であることを把握されておりますか。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

平山議員にお答えをいたします。

少子高齢化がですね、一段と進展している地域でございます。

この建物はですね、二階の部分が集会所ということでございまして、議員のご指摘のとおり、利用しづらい状況というのは理解をしております。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1 番、平山照生君。</p>
1 番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>質問 2 に移ります。</p> <p>冒頭で、この集会所は民間事業者から間借りしているように と言いましたが、現地を見る限り、そのように感じるとともに、 私は今までそう思っておりました。</p> <p>また、集会所を利用される方々は、土曜、日曜、祭日など休祭 日に二階に上がって利用することが、なんとなく気まずい、気兼 ねするなど利用することに気まずさを感じております。</p> <p>町は、利用者のこのような不便さを理解されておりますか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>農協にですね、間借りをしているという印象もあるわけ ですが、間借りをしているという表現はですね、少し適切ではないの ではないかなと思います。</p> <p>建設時の経緯でもですね、農協支所新築時に会議室を設ける予 算がないという相談があったというふうに記憶しているところ でございます。</p> <p>町がそのような形で、農協も利用できる集会所案を町が提示を</p>

	<p>いたしまして、二階部分は町予算で整備をする、一階部分は農協施設として農協予算で建設をしていただくということになったようでございます。</p> <p>二階への入口も当然別に設けているところでございます。</p> <p>しかし、それからですね、30年以上が経過しておりまして、高齢化現象とともに確かに不便さという点では、ご指摘のところだというふうに認識をしているところでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山照生君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>質問3に入ります。</p> <p>最近は、年齢にあった体力づくり、体操で健康を保ち、健全な体づくりが盛んになっています。</p> <p>質問1で述べたように、この集会所を利用するには体力的に限界にきており、質問2で述べたように、利用するのに気まずさを感じております。</p> <p>このような中、町は当集会所を移転して、利便性の良い、気兼ねのいらぬ新しい集会所を設置する考えはありますか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>平山議員にお答えをいたします。</p>

これまでもですね、高齢者にも適切な場所として、用地が確保できるのであれば、新設も考えたいというようなことを地区長にですね、理解を求めてきた経緯もございます。

また、現施設の建設時は昭和63年ということでもございまして、津波や地震などが話題にもならない時代でございました。

しかし、現在は、その点も考慮していく必要もございます。

農協の合併の話もございました。

事務室が不要になるのではないかなということもございましたけれども、その時は、町が買い取りたいとも考えておりましたけれども、現事務所を継続するとの決定となったようでございます。

現時点で二階の集会所をですね、今、直ちに移転、新設ということは、今のところ考えてはおりません。

台風時などには、避難施設として利用している実態もございません。

また、現在、今以上にですね、人口の少子高齢化が進展していくことが想定されている現状も勘案いたしまして、現在、避難施設と福祉活動も視野に入れた複合施設として、甲浦地区全体の拠点化を図っていくという方針のもとにですね、誰もが利活用できる施設として、現在、白浜地区に甲浦地区全体の住民活動の活性化を図っていくため、集落活動センターとして建設を検討をしているところでございます。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

1番、平山照生君。

議長

<p>1 番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>再問です。</p> <p>今の町長の返答は、ちょっと規模が大きいて、なかなかであるとは思いますが、最初、町長が答弁された適地についてですが、付近に2箇所ほど適当な空き地があるということを申し添えて、私の質問を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1 番、平山照生君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：10時58分)</p> <p>続いて、小松熙君、質問を許します。</p> <p>件名は、道路標識とDMV運用についてであります。</p> <p>答弁者は、担当課長となっております。</p> <p>3 番、小松熙君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：10時59分)</p>
<p>3 番議員</p>	<p>(小松 熙議員)</p> <p>DMVもいよいよ1号車両ができたと聞きますが、来年より阿佐東線に、世界最初のDMVが走行する予定であります。</p> <p>世界各国から見学に訪れる人々が多数本町に来ると思うが、現在、阿佐東線界隈では、道路標識が日本語版しかないが、来年に向け、他の観光地のように、各国表示の道路標識に変える予定はあるのか聞きます。</p> <p>DMVは、鉄道から道路に降りて走ることに意義があると思うが、道路へ降りてからの走行経路は決まっているのか。</p>

<p>議長</p>	<p>決まっていないのなら、今後、東洋町として走行経路に参画できるのか聞きます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>小松議員のご質問にお答えします。</p> <p>現在の道路標識を外国人にも対応した標識に変える予定があるかとのご質問ですが、町道に数箇所甲浦駅の案内看板を設置しております。</p> <p>今後、外国人観光客が目につくような多言語化に対応した標識の設置を検討をして参りたいと考えております。</p> <p>また、DMVのバスモード走行経路につきましては、DMV導入協議会の幹事会で協議を重ねているところでございます。</p> <p>来年の運行開始時には、確実な運行を優先したうえでのルートを決める必要があることから、JRやバス事業者などとのダイヤ調整等を含め協議に時間を割いている状況でございます。</p> <p>将来的な運行ルートも含めまして、住民のニーズをふまえながら経路の設定を検討して参りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3番、小松熙君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(小松 熙議員)</p>

	<p>南部バスが国道を中心に運行してますよね。</p> <p>それで、DMVが町内旧道路を走れば、町民の足の確保に役立つんじゃないかと思うんですが、その考えはありませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>小松議員の再問にお答えいたします。</p> <p>ルート案につきましては、旧国道の方も通るような計画も案としては、今現在、出ております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3番、小松熙君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：11時3分)</p> <p>続いて、武山裕一君の質問を許します。</p> <p>件名は、空き家の取り壊した跡地についてであります。</p> <p>答弁者は、担当課長等となっております。</p> <p>4番、武山裕一君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：11時3分)</p>
4番議員	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>それでは、質問させていただきます。</p> <p>1の質問として、空き屋の取壊しと、取壊した跡地の整地の補助は出るのでしょうか。</p>

<p>議長</p>	<p>出るとしたら、また、それはどの程度なのか、お伺いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>武山議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>本町では、老朽住宅除却工事に要する経費について、補助をする事業があります。</p> <p>これは、東洋町老朽住宅除却事業費補助金交付要綱に規定する要件を満たす者に限りませんが、上限100万円まで補助するものでございます。</p> <p>取壊した跡地の整地に対する補助につきましては、除却工事の際に一括して行うものは補助対象になりますが、一旦事業が完了したのちに、整地のみを行うものは補助の対象とはなりません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>4番、武山裕一君。</p>
<p>4番議員</p>	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>それでは、②番の質問をさせていただきます。</p> <p>整地は、シートをしているところとクラッシャーなどを敷き詰めているところと何もしていない雑草が生え放題のところがありますが、その理由をお聞きします。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>武山議員にお答えをいたします。</p> <p>整地の方法は、取壊工事を依頼した方が、工事業者に対しまして、どのように依頼したかによるものだと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>4番、武山裕一君。</p>
4番議員	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>そのような答弁をいただきました。</p> <p>それで、③番の質問をさせていただきます。</p> <p>整地をしていないところに対して、何か対策はあるのでしょうか。というのはですね、整地をしていないために、雑草などが生え放題になっており、害虫など、それと、不法投棄の箇所になっております。</p> <p>夏になると害虫などが湧いてきたり、出てきたり、臭いがしたりと近隣住民が困っています。</p> <p>生活の支障になっておりますので、そのための何か対策はあるのでしょうか、お聞きします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>蛭子住民課長。</p> <p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>武山議員にお答えをいたします。</p> <p>今の事業では、整地のみに対する補助はありませんので、まずは、土地の所有者が整地できる業者に依頼されるのが良いのではないかと考えております。</p> <p>このように、放棄地といいますか、そういう草がかなり生えているようなところもありますけれども、個人の財産でもありますので、こういう除却事業のような国の補助制度とかいうのを使っている事業では、特に問題は少ないかと思いますが、町単独の事業につきましては、ちょっと慎重に検討をしていかなければならないと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>4番、武山裕一君。</p>
<p>4番議員</p>	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>3番の質問の再問をいたします。</p> <p>法的にちょっと手を出しづらいところもあると思うんですが、例えばですね、所有者の方に役場などが連絡をとっていただいて、近隣住民が困っているというようなことで、そういうところの連絡というのは取れないんでしょうか。お伺いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>蛭子住民課長。</p> <p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>武山議員にお答えをいたします。</p> <p>このような事例は、今までもたくさんございまして、放棄地に対する対応は、土地の所有者に対しまして、町の方から環境の整備をお願いしますというような通知を随時行っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>4番、武山裕一君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：11時9分)</p> <p>続いて、福島登君の質問を許します。</p> <p>件名は、甲浦港港湾施設の野積場の一部を甲浦未来会と称する任意団体が公園として無料で使用している件についてであります。</p> <p>答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。</p> <p>8番、福島登君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：11時9分)</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>私の方からは、甲浦港港湾施設の野積場の一部を甲浦未来会と称する任意の団体が公園として無料で使用している件について、次のことをお聞きします。</p> <p>まず1つ目です。</p>

<p>議長</p>	<p>平成30年第2回定例会で質問した際に執行部は、未来会から提出のあった管理計画書に、春から夏にかけて2回除草を行い、秋から冬にかけて、公園内の石や残材の撤去を行う管理計画になっていると答弁しているが、その後、計画通りの管理が行われているかお聞きをいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>平成30年第2回定例会に指摘がありましたので、調査を実施したところ、6月下旬に除草剤による除草を行っていることがわかりました。</p> <p>町からは、港湾施設内であり、港内には筏やイカの産卵場等もあることから漁業者にも影響を及ぼすことも考えられますので、除草剤の使用は今後禁止とし、今後の維持、管理については、草刈り等による除草でお願いしますとの通知を申請者である甲浦未来会へ送付しています。</p> <p>また、年度内に事業計画している公園内の石や残材の撤去、草刈り等につきましては、確認しましたところ、現在もできておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>

<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>この団体はですね、公園として、これを使用しているんですよね。</p> <p>公園内で除草剤を撒いてよろしいんですか。</p> <p>安全面を考えればどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうかね。</p> <p>2つ目の質問に移ります。</p> <p>この件で執行部は、申請者から公益施設として一般開放するという内容になっており、一般の方も利用できるから使用料を免除しているとの答弁がありました。</p> <p>私も昨日確認をしましたが、このような状態で公益施設として利用するに値するものなのかお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>公園は、不特定多数の人が利用する場所でありますので、管理ができていない公園、除草剤や石等により、来園する人に害や怪我を及ぼしたり、除草剤による漁業関係の生産や漁獲等にも影響が起こってはなりません。</p> <p>甲浦未来会には、今後、聞き取りを実施して、維持、管理ができるかを確認して、今後の許可については検討していきたいと考えております。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>私の質問は、公益施設として利用するに値するかという質問でしたが、ちょっと違ったかもしれませんが、3つ目の質問に移りたいと思います。</p> <p>この甲浦未来会と称する団体は、過去にですね、甲浦の有志の方々が参加して、貴重な写真集を発行したり、歌碑を設置するなどの活動をされたとお聞きをいたしております。</p> <p>現在は、団体としての実態がなく、個人で活動されているのではないのでしょうか。</p> <p>使用許可申請の担当課では、この任意団体をどのように把握しているのかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>現在、担当課で把握していることは、人数構成が5名であり、町内3名、町外2名からの会員であることと、甲浦未来会活動計画で確認できる、現在、地域古老の聞き取り集の刊行に取り組んでいることです。</p>

	<p>町としましては、甲浦未来会活動計画での活動内容でしか把握しておりません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>4つ目の質問に移ります。</p> <p>平成30年第2回定例会の際に明確なご答弁がいただけなかった免除された使用料について、年間いくらになるかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>公園の占用面積は、220平米となり、月額1平米あたり1100円、年間占用料については税込み31万3630円となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>

8 番議員

(福島 登議員)

再問します。

その他の野積み場の区画で徴収した使用料は、町の財源になることを考えれば、公平性の観点からも適切な使用料を徴収する必要があると考えています。

許可の取消、原状回復、罰則について、条例を少し説明したいと思いますが、少し長くなるがお聞きください。

まず、甲浦港港湾施設の管理及び利用条例には、次のように定められています。

まず、許可の取消等について、11条には、次の各号に掲げる場合において、町長は占用、または、使用の許可を取り消し、許可の条件を変更し、または、既設工作物の改築、変更、撤去、その他必要な措置を命ずることができる。

1、許可の申請書に虚偽の記載があったとき。

2、その条例に定める占用または使用についての規定または許可の条例に違反したとき。

3、占用者または使用者が関係職員の指示に従わないとき。

この場合には、許可を取り消すことができると定められています。

この公園は、公園の体をなしておらず、管理計画も遂行しない、職員の指示にも従わない、第11条に値するのではないですか。

また、原状回復については、12条には、港湾施設の占用期間の満了、占用の廃止、または、占用の許可の取り消しがあったときは、直ちに、原状に回復しなければならないと定められています。

また、罰則について、14条には、第5条、占用または使用の

許可、第3項の2、施設の保全及び管理上使用させることが不相当であると認めるとき。

第2条、原状の回復、港湾施設の占用期間の満了、占用の廃止または占用の許可の取り消しがあったときは、直ちに、原状に回復しなければならない。

この規定に違反した者は、2千円以下の過料を科すことができる。

ただし、詐偽、その他の不正手段によって、占用料または使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる」と規定をされております。

適正に申請し、適正に使用料を納めている利用者との公平性を考えれば、未だ使用目的及び管理計画も遂行しない、職員の指示にも従わない現状を重く捉え、許可の取消を行ったうえで、原状に回復しないようであれば、第14条の罰則に規定する過料を科す必要があるのではないですか。

許可またはその取消、原状回復、罰則ともに、町長の判断となっていることから、このことについて、町長のお考えをお聞きします。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

現状についてはですね、担当課の答弁のとおりだと思っております。

使用料の免除を現在続けているわけでございますけれども、管理がですね、現状のままであれば、公益施設として適当と判断をしづらいと思うところがあるわけでございます。

ご指摘のように、他の使用者同様に使用料をいただくのか、使用許可をしないのか、あるいは、野積場施設として原状回復していただくのか、今後、内部で検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君の質問が終わりました。

(質問終了時間：11時23分)

続いて、高島俊彦君の質問を許します。

件名は、一次産業である農業、漁業に対する支援策についてほか2件であります。

答弁者は、町長ほかとなっております。

2番、高島俊彦君、質問を始めてください。

(質問開始時間：11時23分)

(高島 俊彦議員)

それでは、私の一般質問を行います。

よろしくお願いいたします。

まず、1つ目として、第1次産業である農業、漁業に対する支援策について、平成30年9月定例会で、農業や漁業に対する支援策として、商工持続発展支援事業費補助金のような補助金事業の創設を求めたところ、執行部は、平成31年度の予算編成時

議長

2番議員

<p>議長</p>	<p>期までには判断するとの答弁がありました。</p> <p>しかしながら、31年度の当初予算には計上されていなかったが、検討した結果であると思うが、その理由をお聞きしたいと思います。</p> <p>町長、よろしく願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>高島議員にお答えをいたします。</p> <p>確かにですね、当初予算までに検討したいというふうに以前に答弁をしております。</p> <p>平成31年度の予算編成時でございますけれども、地方交付税は増額見込みとの予想もございましたが、行政報告で申し上げましたけれども、実質は前年度より0.8パーセントの減額試算となっております。</p> <p>そのため、本年度も財源確保に厳しい予算編成を余儀なくされているところでございます。</p> <p>また、防災減災対策を優先しなければならないという実情もございます。学校の空調施設整備には、これもですね、予想に反しまして多額の単独経費が見込まれております。</p> <p>このような財政事情でございますので、平成30年度の予算の執行状況、今後の決算見込みを、あと4月、5月の間でございますけれども、基金の取り崩しの執行額などの勘案をいたしまして、予算の確保が可能と判断できた場合には、何とか6月補正に</p>

<p>議長</p>	<p>は計上したいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>今、町長の方から、できれば6月補正というようなことをお聞きたしましたが、当初予算に出せれなかつたのは、予算も伴う問題でありますので、執行部もいろいろと考へがあり、検討した結果の結論であると思ひますが、しかしながら、1次産業の人たちの気持ちになつて考へてみてください。</p> <p>一部の人たちは、この5年間、毎年毎年、町から補助金をもらえ、自分たちも申し込んでいるのに、なぜ補助金がもらえないかという不公平ではないかと、このような考へが起こり、このうえない町営に対する不満、腹立たしさが起こってくるのであります。</p> <p>もう一度、この不公平さとか、第1産業の人たちに町に対する荒立ちさが起こると、こういうことに対しての町長のお考へをもう一度再答弁としてよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>この商工持続発展事業というのが使い勝手が良いということ</p>

で、いろいろと継続要望というのが強くいわれておりますけれども、このように使い勝手の良い補助金を1次産業にも作ってほしいというのが趣旨だと思いますけれども、農業関係には、たくさんの補助制度がございまして、商工の関係は、ほとんどないという実態と、例えば、野根地区であれば店が1件しかない、その店が閉鎖を検討しているというような話も聞いた中でですね、何とか商工、商売をしている方々の維持を1日でも長くやっていてもらいたいということが狙いございまして、これは、5年間限定の補助という形で創設をいたしたところでございます。

31年度も継続をしていくという流れの中でですね、限定補助の額なんかも今後検討して、先ほどお答えしましたように、6月議会には、なんとか計上できるのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

大変厳しい状況の中で捻出しております。はい。

議長

(西岡 尚宏議長)

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦議員)

第1産業の農業、漁業も現状は皆同じなんですよ。

高齢化が進み、道具、機械を買い換えるのであれば、元も取れない、やめた方がましというようなのが、今の現状なんです。

よろしくお願ひいたします。

続いて、2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問といたしまして、甲浦灯台の活用策について質問

いたします。

1つ目といたしまして、平成31年度予算で甲浦灯台を含めて約300坪の土地を購入するというので、予算が上がっておりますが、現状はどのような状態か、私は50年ぐらい前に灯台に行ったのが最後で、現在の現状をお聞きいたしますというような通告をしていたのでございますが、資料として、執行部の方から資料として、こういう写真、こういうのが出てきておりますので、これについては、現状ようわかりますわね。

現状についての質問は、取り消させていただきます。

続いて、2つ目の質問に入っていきたいと思っております。

購入できた場合の活用について聞くということで、当然購入した場合には、活用方法も考えていると思うんですが、お聞きいたします。

よろしく願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

築地総務課長補佐。

総務課長補佐

(築地 仲音総務課長補佐)

高島議員のご質問にお答えします。

見晴らしの良い場所となるよう整備し、将来的には、公園として活用ができたかと考えております。

住民の方だけでなく、観光地としても利用してもらえるようにつなげていけたらと考えております。

以上でございます。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p> <p>きちっと手を挙げてください。</p> <p>待っちゃったって手挙げんと、できません。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>わかりました。</p> <p>それでは、再問いたします。</p> <p>再問には、なっていないかもわかりませんけど。</p> <p>甲浦灯台は、50年前には、甲浦の観光スポットの1つでありました。50年前ですよ。町民の憩いの場所でもありました。</p> <p>春には桜がいっぱい咲き誇り、眼下には甲浦港が目に入り、太平洋が一望できる見渡しの良いところであり、節句には弁当を持って桜見をし、秋の熊野神社の大祭には双子島に神様のお供をして、各立派に飾った漁船の船団が勇壮な光景が全望できる特等場所でありました。</p> <p>学校の遠足場所でもあり、若者のデート場所でもありました。</p> <p>現在、60歳以上の人たちにとっては、甲浦灯台は思い出深き場所であり、忘れられない場所であると思います。</p> <p>ぜひ、公園のような、町民の憩いの場所にしてもらいたいというのが、私の希望であり、先ほどの同じような考えでありますので、執行部は良かったなと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、次の質問に入っていきます。</p> <p>義務教育に対する支援策について、お聞きいたします。</p> <p>先日、甲浦小学校を訪問した際に、来年度から学習方法が大きい</p>

	<p>く変わるということをお聞きいたしました。</p> <p>その支援策に対して、2つほど質問させていただきます。</p> <p>まず1つ目は、2020年度から学習指導要領の改定に伴い、児童の自発的な発言スタイルへと変わり、教員がほとんどしゃべらずに、児童を中心に授業が行われると聞いております。</p> <p>これに対する、学校、あるいは、教職員への何か支援策があればお聞きいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>高島議員の質問にお答えする前に、先日は、甲浦小学校への学校訪問ありがとうございました。お忙しい中、議員各位の皆さまには、教育委員会として心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>質問①ですが、学習指導要領の改定に伴う学校教員への支援についてでございます。</p> <p>小学校は2020年度、中学校では2021年度から新学習指導要領が全面実施となっており、現在は、それぞれ移行期間中です。</p> <p>これからのAI、人工知能の時代に求められる力をつけるために、文部科学省が唱えております、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うため、また、これまでのような教員の説明が多く、子どもが受動的になりがちな授業から子ども同士の対話や思考、表現活動を取り入れた能動的な授業への転換を図</p>

<p>議長</p>	<p>るため、県教育委員会、東部教育事務所、各地教委が協力、連携をして、指定校や推進校などでの研修、また、町内での各4校、研究主任会を実施するなど、全面実施に向けた学校、各教員への支援を行っております。</p> <p>すみません、おおまかな説明ですが、以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>訪問の際に、校長先生も、ちょっと話があったんですけど、今回の学習指導要領の改定は、今までの先生方、長年、経験によって自信を持って生徒達に指導をされて、その指導方法が大きく変わる、本当に変わるということでもありますから、経験の長い先生ほど戸惑いがあるのではないかと思います。</p> <p>学校、教員、児童のご支援をよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、2つ目の質問に入ります。</p> <p>来年度、甲浦小学校は、東部のプログラミング授業の拠点校として指定を受けるということですが、現在、教員間でその取り組みに向けて勉強している最中であると聞きましたが、新たな授業を迎えるにあたっての支援策をお聞きしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>

<p>教育長</p>	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>プログラミング教育への支援についてお答えします。</p> <p>新学習指導要領により、2020年度から小学校でのプログラミング教育が全面実施されることをふまえ、来年度2019年度協力校として、先進的に取り組む甲浦小学校についての支援ですが、教育委員会担当職員をはじめ、来年度、当初予算に計上をしております教員多忙化解消支援員による学校でのICT機器の授業準備や環境整備、また、近隣町村のプログラミング教育、先進校への視察、情報交換の機会を多く設ける等、学校現場での教職員の負担、不安を軽減するための手立て、支援を考えております。</p> <p>また、来年度に先駆けてですけれども、先日、1月の終わりごろでしたけれども、東部教育事務所の指導員の方に来ていただいて、甲浦小学校の教員が勉強をしております。1時間の予定が倍ぐらいの時間がかかったということを聞いております。</p> <p>それと、先月2月18日には、高知市でのプログラミング教育セミナーに、教育委員会職員2名、甲浦小学校教員2名が参加をしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>東洋町の大事な子どもたちのことですので、どうかよろしくお願いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>これで、私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君の質問が終わりました。 (質問終了時間：11時41分)</p> <p>ここでお昼の休憩をいたします。 再開は、1時30分からです。 (休憩時間：11時42分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：13時30分)</p> <p>続いて、田島毅三夫君の質問を許します。 件名は、野根漁協貸付金未返還への行政対応の不当性を問うほか9件であります。 答弁者は、町長及び担当課長となっております。 7番、田島毅三夫君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：13時30分)</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、質問させていただきます。 1番としましてですね、返還への行政対応の不当性を問う、野根漁協貸付金ということで、2問質問させていただきます。 1問目です。 返還のない中での補助は不当であるということで、少しお聞きします。</p>

平成23年、野根漁協に貸し付けた1千万円は、6年間の期限を約1年も過ぎた平成31年3月において返還はされていません。

町長は、平成23年9月議会において、もし、返還がないときには、漁協に対して、備品の1つも買わない、今後一切の支援は行わない、それでも返還のない場合は訴訟を起こすと答弁し、漁協も、そのときには、一切の支援は受けないと確約し、議会の認可を得ました。

しかし、まったく返還がないうえ、督促状2回、催告書を5回送付しましたが返事は一度もなかったと聞いております。

返還請求訴訟の検討すら行わないだけでなく、次々と補助を行っております。

これは、自治法242条1項の徴収の怠りに該当し、その責任は町長にあると考えますが、今後どうするのか考えをお聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えをいたします。

現在ですね、督促催告書の送付をしておりますして、債務の協議もなされてきたこともございます。

徴収の怠りには該当しないというふうに考えております。

この件につきましては、関連の訴訟を3件に対処してきております。いずれも勝訴をしてきております。

この際、この確定いたしました判決の判断と解釈の関係する部分を紹介をさせていただきたいと思います。

最初に、最高裁差戻審での高松高裁の判決が29年3月28日に確定をしております。

それによります関係する部分の解釈では、台風6号による漁業被害の回復を目的としつつ、返済能力の点から漁業者個人に対する貸付には問題があることを考慮して、団体である漁協に対する資金貸付として企画されたものである。

本件確約書は、その記載内容からすると、本件貸付を受けた野根漁協に対し、本件貸付に係る返済義務の履行を間接的に促すものと認められる。

これらによれば、本件貸付の内容や返済条件等は漁業保護の要請と、町予算の適正な執行との均衡のもとに定められたものと認められるのであって、格別不合理なものであるとは認められないから、町長が定めた本件貸付の内容等において、裁量権の乱用、逸脱等の違法があったと認めることはできないという高松高裁の解釈が出ているところでございます。

別件の損害賠償訴訟でございますけれども、これも高知地裁の判決が29年2月14日に確定をしております。

これによりますとですね、野根漁協が本件貸付の効力を否定したとしても、それは任意の回収が困難であるということの意味するものに過ぎず、それのみをもって東洋町に損害が発生したとはいえないから、原告の主張はそれ自体失当である。

それからですね、原告が田島議員本人の訴えでございますけれども、これは、31年2月8日の地裁判決が確定をしております。

その中の解釈でございますけれども、地方自治法232条の2

は、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附、または、補助をすることができる」と規定をしております。

同条は公益上の必要性の要件のみを定めておりまして、それ以上の制限を加えていないところ、公益上の必要性の要件を設けた趣旨は、普通地方公共団体が租税等により、住民の負担した資金を用いて、住民の付託を受けて行政活動を行う団体であることから、普通地方公共団体の目的である行政活動のために公金が用いられることを定めた趣旨であると解される。

そして、今日における普通地方公共団体の行政活動は、複雑困難化し、かつ、多様化する行政需要に向けられた広範なもので、各地方公共団体の実情に応じた様々な政策的な判断によって行われるものであって、寄附、または、補助による公金の支出は政策を実現する重要な手段であるから、その支出については、各地方公共団体の判断を基本的に尊重すべきであり、特に不合理、または、不公正な点がある場合でなければ、違法と評価すべきではなく、支出の権限のある地方公共団体の長等の機関を裁量的判断に乱用、または、逸脱がない限り、公益上の必要性があるものとして、違法性を認めることはできないというべきである。

これをふまえて、平成23年になされた本件公約は平成29年の本件各支出命令にいかなる意味を有するのか検討をする。

確かに、本件公約は野根漁協が本件貸付の返済を伴わない場合に、不利益を被ることを宣明し、本件貸付金の確実な返済を促す趣旨のものであるところ、支援、補助をしない、一切の支援策等を実施しないとの表現を用いており、これを前提に、当時の東洋町議会において予算の議決がされ、決算の承認が行われたと推認されるから、一見すると後の政策を縛り、野根漁協に対して一切

の支出を禁ずるかのように捉えられないこともない。

しかしながら、公金の支出は、その時々の方策に依じて、普通地方公共団体の長等の機関による裁量的判断に委ねられるべきものであり、直面する時々の方策に対して臨機応変に対応することが不可欠であり、場合によっては、方策の変更を余儀なくされることは当然あり得るところであるし、過去の時点の方策判断やその際の執行機関の言動が、将来の時点での方策判断を直ちに法的に拘束するとまではいえず、過去の公約の趣旨をふまえつつも、問題とされる公金の支出時点における当該公金の支出が違法視されるかは、その時点での公益上の必要性の観点から改めて判断されるべきである。

また、東洋町の姿勢といたしまして、安易、かつ、無制限な支援を行うことはできず、野根漁協による傲慢経営を許さない強い意志を表明したということは読み取れるとしても、将来におけるあらゆる公金の支出についても、直ちに、違法ならしめる法的拘束力を持ったものと理解することができない。

本件補助金等の内容を見ると、まさに、漁業の近代化及び流通改善による農業経営の安定と漁民の生活水準の向上を図ることを目的としているということができ、公益上必要がある補助金に該当することは明らかであり、それ自体許される支出であることは明白であり、本件公約の存在を考慮しても違法性を基礎づけることはできないという判断が示されているわけでございます。

以上の点からもですね、今の野根漁協の経営状況、長いですか。

(議席より、はい、持ち時間がオーバーしますのでと発言あり)

	<p>それは、答弁者側の持ち時間を心配していただいているんでしょうか。</p> <p>(議席より、はいと発言あり)</p> <p>ということを紹介させていただきました。 ご理解願いたいと思います。</p> <p>(議席より、はいと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。自席から勝手な発言はやめてください。</p> <p>(議席より、ごめんと発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>再問させていただきます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>確かに裁判では、状況の変化、これは要約ですよ、要旨ですよ、全部言いませんから。</p> <p>確かに、裁判では状況の変化に応じた支援は、議場確約があっても違法とまではいえないと、こういう判決がされております。</p>

	<p>しかしですね、私が言っているのは、こうなれば、議会公約は無駄になると、意味がなくなると、こういう心配をしておるわけでございます。</p> <p>住民血税の支出については、議場発言には揺るがせない責任があります。</p> <p>特に、貸付金の滞納状況の中では、住民納得はならないと考えています。</p> <p>この道義的な責任を指摘しているのであります。</p> <p>再度、この道義的な責任の放棄についてお聞きしたいと思えます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>放棄をしているということにはあたらないと思うわけございまして、今後も償還交渉は継続して行っていかなければならないというふうに思っております。</p>
	<p>(議席より、うんうんうんうんと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>時間がありません。</p>

2つ目の質問に移ります。

確認書の問題点についてお聞きしたいと思います。

私の除名後の6月28日、返済については貸付者との対応もあることから、町と協議、協力し、誠意をもって解決していくことを約束いたしますという確約書が出されて、漁協が貸付者と返済について誠意をもって返還対応交渉している間は、町は補助、支援を行うというJFと町との間で確約書、確認書が交わされ、本年度予算にも設備改修補助金として750万円補正され、来年度当初予算にも255万の補助金が計上されました。

しかし、この確認書には、交渉期間中とはいつまでのことか、また、もし、返済の約束が守られなかったときにはどうするかなどの確認はされていません。

期間限定もない確約など、住民さんに対するごまかしではないか。

期日を切って返済を求め、もし、誠実な対応がない場合、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】のとおり、返還訴訟の検討に入ることを求めますがどうでしょうか。

また、議会決議のないまま、議長が立会人となって、確認書の内容を認め、公印を押したことも不当と指摘しておきます。

以上です。答弁をお願いします。

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

今の質問内容ですが、

(議席より、はいと発言あり)

議長

まず、議会約束と発言しましたが、

(議席より、はいと発言あり)

議会では、このような約束はしておりません。

正確には、町長からの答弁であり、事実に基づかないものでありますので、不穏当発言とみなし、この部分は、議長権限で発言を取り消します。よろしいですか。

(議席より、議長、かまいませんかと発言あり)

いや、よろしいですか。

それだけ答えてください。

(議席より、いやほやきに今それに対してちょっと反論がありますがかまいませんかと発言あり)

いや、それは、それを答えてください。

(議席より、え、と発言あり)

いや、議長権限で発言を取り消すいうことでかまいませんか言うのんよ。

(議席より、いかんいうてもいかんでしょと発言あり)

そらいかんいうてもいかんですわね。

(議席より、ちょっと言わしてくださいいうて、ほれはいかんのかねと発言あり)

最後に、また、議会決議のないまま、議長が立会人になって、確約書の内容を認め、公印を押したことも、不当と指摘しておく
と発言がありましたが、一般質問は、町行財政について、

(議席より、そうですと発言あり)

執行部に質問するものでありますので、議会に対する意見、質問は、議会内部で発言するようにしてください。

以上、注意しておきます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

お答えいたします。

確認書についてでございますけれども、先程の判例にも関連してきますけれども、この状況の中です、訴訟がずっと続いてきたわけでございます、最高裁の判決が出て、漁協側はその債務の効力を否定をし続けてきたわけでございます。

そういった状況の中で、30年6月28日にですね、このやっと債務を認める文書に押印をしたということでございまして、一

町長

歩前進してきたなというふうに感じているところでございます。

長期間訴訟の経過もございませぬけれども、この間は、支援策も控えてきたところでございまして、現実現在、野根漁協は単独漁協でございまして、平成23年度から現在までの社会情勢の変化や漁業就業者の減少などで運営や経営が危惧される状況にも一定の理解を示していかなければならないというふうに考えております。

長期間の訴訟が終結した現在、毎年ですね、甲浦漁協にだけ支援策を講じてきたことには、やはり行政執行上のバランスにも配慮していく姿勢も必要と考えるところでございます。

また、現在、新たに国の事業を導入いたしまして、その取組みは進行中でございますので、その事業展開も見定めながら償還協議にも継続して実施して参りたいと考えております。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

まったく噛み合いませんが、そういう借り受けを認めたから前進だと言いますが、これは、当たり前のことですよ。

貸して借りて、ほらもうちゃんと契約ができてるわけですからね、今更こういうこと言う必要はありません。

こういう確約、確認書というのを見ますとですね、これは無期限の支援を容認するという確約となる恐れがあります。これを心配しているんです。

特に、裁判判決以前に、こうした約束事が議長立会のもとにで

すね、町長と漁協の間で取り交わされていたこと自体は、事実はいまにも議員及び住民さんを見無視した不当な取り決めと憤りを感じています。

また、こうした馴れ合い的な行政執行がこの8年間続いてきたのであります。

また、町が貸し付けたのは、あくまで漁協であり、返還についての具体的な取り決めは、町長任期のうちにきっちりと決着をつけておかなければ、大変なことになると思います。

それをうやむやにしたうえ、さらに、支援を増加させることは、これは住民目線として感情的も許されないということを訴えているんです。

行政機関の最高責任者としてですね、はっきりと答弁を求めます。

また、同時に、貸付を認可した議員責任も重々承知であります。これは、議会が認可したんですからね。町長、執行部だけの問題じゃないと思います。

万一の時は、応分の責任を負う覚悟はできており、責任放棄や逃げる気は毛頭ありません。

どうぞ町長、このことに、もう一度答弁をお願いします。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答えいたします。

田島議員の訴訟提起も含めましてですね、関連した裁判が一応

決着したということで、これからが償還の本格的協議に入ってくるわけでございます。

今の、先ほどの答弁にもございましたけれども、国の事業を導入して、懸命に取り組んでいると、一単独でやっているというような状況もあるわけでございますけれども、やはり事業展開を見定めていく、このことが今は必要なことではないかなというように考えております。

先程の放棄をしたとかですね、それはあたらないわけございまして、粘り強い償還協議を継続していくという姿勢でございます。

以上でございます。

(議席より、はい、3問目になるかな、と発言あり)

議長

(西岡 尚宏議長)

まだ、田島さん呼んでおりませんので。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

結局ね、私が言っているのは、交渉期間中という期間はいつまでかということとね、そして、その万が一、支払われなかったときの場合は、どうするかということを知りたいんですよ。

これは、また後ほど聞かしてもらいます。

議長、続けて2問目へ行ってかまいませんか。

一旦、

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2 問目、はいはい、どうぞ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2 つ目の質問に入ります。</p> <p>ドローンの活用と研究のすすめということで、一点お聞きしたいと思います。</p> <p>防災センターや備蓄倉庫ができました。</p> <p>道路寸断の災害時、食料や必要物資、医薬品などの搬送など、消防や自主防災組織での活用だけではなく、農業や漁業、林業、観光などへの産業振興、また、マイクを付けたドローンによる高齢者宅へのドローンでの安心確認や宅配など、今後、このドローンというのはですね、活用範囲は、どんどん無限に広がっていくと、こう考えております。</p> <p>1 日も早く、町職員や消防、自主防災組織、学生さんや住民さんも含めたですね、こういう実地講習会の開催を強く求めたい。</p> <p>そして、町挙げてドローンの研究に取り組もうではありませんか。町長の英断を求めたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>前回にも同様のご質問をいただきまして、町内のドローン所有者に操縦も含めた有償の借受委託を打診したこともございます。</p>

使用内容によっては、対応できないケースがあるものの、委託内容については、おおむね内諾をいただいた経過がございます。

ドローンの活用方法につきましては、田島議員のご指摘のとおり、さまざまな分野で活用方法が期待されており、特に自然災害である土砂災害や山火事など、災害や防災の現場での有効な手段として、自治体で取り入れられた事例などもお聞きしております。

町といたしましても、まずは、活用事例などを参考にしながら、ドローンの活用方法の研究や町職員による講習会等への参加を検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

参加ということじゃなくて、私は町が主体をして主導してからこういうものをとっていきませんかという質問でございます。

再度、答弁をお願いします。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

田島議員のご質問にお答えいたします。

先程と同様の答弁になるかもしれませんが、まずは、このドク

	<p>ーンの活用方法、研究を含めまして、町職員から講習会等への参加をしていきたいなというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>こういう答弁が続いても仕方ないんですけどもね。</p> <p>結局、うちはほら、こういうことを町が主導して、町、住民さんを交えてですね、今後どんどんどんこのドローンの活用、研究をしていこうと、そしてその、学生さんも含めてですね、ほんでいざというときには、ほれを活用できるような体制を早く作りましょうと、こういう提案でした。わかりました。これはもう時間が、ちょっと、うちあの、件数が多いんで時間的に厳しいんで、ちょっと早口ですいません。</p> <p>3つ目の質問に入ります。</p> <p>震災時の避難及び救援対策の効率性を問うということで、1点、3点か、お聞きしたいと思います。</p> <p>今現在、今年で6年目ですかね、国、県の今言う、委託金をもらってですね、要支援者の効果的な避難支援計画を作っておりますね。そのことについてお聞きしたいと思います。</p> <p>この事業は、もう6年になりますが、未だに完成していません。全国としたら莫大な税金の無駄遣いであると、こう思っております。</p> <p>東洋町でも当初500人いた避難支援の必要な対象者、1人で</p>

逃げられない方ですね、それが当初500人出てたんですよ。

それが、支援者に1人1人ついて避難するためには、避難支援者がいるので、その人たちの数が合わない少ないために、今年になって、要支援者数を46人に絞ったと聞いております。

しかし、氏名については、もちろん黒塗りになっておりますけれども。

では、ほの、漏れた450人の中にですね、本当に支援の必要な人はいないのか。除かれた方にね。

また、支援する人の人数も名簿も不存在として、開示を拒否されております。なぜか。

こうした命に関わることへの行政対応には憤りを覚えてりますが、町長の説明を求めたいと思います。

命に関わることです。

議長

(西岡 尚宏議長)

蛭子住民課長。

住民課長

(蛭子 浩久住民課長)

田島議員の質問にお答えをいたします。

現在、町が把握している災害時要配慮者の人数は589名となっております。

災害時要配慮者とは、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊婦、外国人等、災害に特に配慮が必要な人となっております。

その中でも、災害時に1人では避難することが困難で、特に避難支援が必要な人を避難行動要支援者といいます。

避難行動要支援者名簿に掲載されている方は、現在68名で、

そのうち同意を得て個別計画を策定している方が46名となっております。500名から46名に絞ったものではございません。

それと、まだ同意が得られていない方には、今後、同意をもらいに行く予定となっております。

同意が得られた方は、個別計画を作成するようになり、個別計画を作成していく中で、支援する人が決まってくると思います。

支援する人の名前は、個別計画に本人の承諾を得て掲載するようになりますので、支援する人の名簿というものはございません。

人数につきましては、個別計画が整備できたのちに報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、68人おられると聞きました。

黒塗りでくるのやったら、公開されなくても、この68人の名簿をなぜいただけなかったのですか。46名しかいただけませんでしたね。

その時の課長の話は、私は1対1のマンツーマンやと思ったらあなたは1対2といいましたね。そうなったら私は46人でも80、90何名いるから大変ですねという話をしたんですが。

さらに、この今言う、何人ですか、68人おるとしたらですね、

	<p>136人の支援者が必要になるんですね。136人の役場の職員さん、あるいは、消防団の団員さんらにやってもらうと言いましたが、これだけの人数が揃いますか。それこそ、本当に絵に描いた餅になるんじゃないでしょうか。</p> <p>それから、今後、この今言う人数による絶対数の足りない問題を、課長、どうされるか1つお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>災害時に1人では、避難することが困難で、特に避難支援が必要な人ということで、避難行動要支援者というものを定めております。</p> <p>その人数が68名となっておりますので、2人付けば、100何十人という形になりますので、絶対数が足りないという状況にはならないと思います。</p> <p>ただ、その要配慮者の589名は1人で避難ができないということではなしに、家族等がおられる方とか、そういう方を指しておりますので、そういう方は家族とか周りの方に一緒に手伝っていただいて避難をしていただくという形を考えておりますので、ご理解をお願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

また、おかしなことを言いよる。

68人がマンツーマンの68人の支援者がいるんですよ。

これは今いう、災害時といわれましたが、これは津波は入らないんですか。津波は入るんでしょ、そう聞いておりますが。

要するに、津波であろうが災害であろうが、要するに1人で逃げられない方を連れて逃げる方が支援者です。その人が1人につき2人あたるとしたら100何十人、1人としても68人いるんですよ。

そうなってきたときに、家族以外の1人で逃げられない方をどうやって助けるか。

そのときにはあなたは、消防団やら、それから、今言う職員さんが対応すると、こういわれたもので、その確認をしたんです。

もう一度聞きますが、その68人が揃いますか。あるいは136人が揃いますか。確保できますか。もう一遍お聞きします。

確保できないとしたら、どう対応するかお聞きしたいと思えます。

議長

(西岡 尚宏議長)

蛭子住民課長。

住民課長

(蛭子 浩久住民課長)

田島議員にお答えをいたします。

68名の方に対しまして、48名は個別計画を作成してやっておるところですが、それ以外の方がまだ、今後、同意を得るため

	<p>に役場の職員が回って行って、それで本人さんと話をしながら支援してくれる人、それが仮に1人になるか2人になるか3人になるか4人になるかはわかりませんが、なるべく多くの方に協力をいただいて、そういう個別の計画を作っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>作っていきますって、作れますかと聞きよる。その人数的にね。絶対数が足りないんですから。もう、これは、今回これで止ちよきます。</p> <p>2つ目の質問に</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p> <p>3回やったんで、そのことはもうやらんように、次に移ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2つ目に入ります。</p> <p>この名簿の無駄について問うということで、年一回、臨時職員が民生委員や福祉協議会などから情報を受け、名簿を作成していますが、個人情報なので一般には公開しないといわれておりま</p>

	<p>す。</p> <p>厳しくいえば、近所の人でも登録の有無は分からないのであります。こういうやり方ではね。</p> <p>これで、避難支援を待つ何百人もの住民さんをどうやって救助するのか。</p> <p>6年で約1000万円の補助を受け、行ってきた事業はまったく意味をなさないということになります。</p> <p>町として、今後、この名簿の持つ問題解決には、また、要避難支援者をどう救命するか。これは大事な課題になります。</p> <p>ぜひ、これは、町長の口からお聞きしたいがどうでしょうか。よろしく頼みます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>堀川住民課長補佐。</p>
住民課長補佐	<p>(堀川 歩住民課長補佐)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>最初に、名簿についてご説明をさせていただきます。</p> <p>名簿の作成につきましては、国の災害対策基本法第49条の10第1項で、要支援者名簿について作成しておかなければならないと規定されています。</p> <p>また、高知県の要配慮者避難支援ガイドラインの中でも、避難行動要支援者名簿の支援等関係者への提供において、国の指針で示されている市町村が講ずる措置として、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、要支援を担当する地域の避難支援等、関係者に限り情報提供すること、個人情報が無用に共有、利用されないよ</p>

う指導すること、守秘義務が科されていること、名簿の保管や複製の禁止、取扱者の限定など、個人情報に関して適切な措置を講ずることとされております。

このことから、要支援者名簿につきましては、作成が必要となっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

要支援者の名簿の提供に関しましては、警察、消防、町、社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織等の団体を予定しております。

この制度の目的は、地域の皆さまがお互いに協力して助け合う共助によって、災害時、要支援者が安心して暮らすことができる地域づくりを目指すものです。

要支援者となる方に、了承は必要になると思いますが、名簿の提供を予定している方々とともに、日頃の見守りも含め、災害時には、地域の皆さまに協力をいただけたらと考えております。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

結局、私がいっているのは、その目的を達成するために、この事業では達成できないでしょということの確認をしてたんですよ。

情報の非公開と、こういわれました。

ただ、言わしてもらいましたら、以前聞いたんは、社協とか、あるいは、民生委員さんのそういう情報を集めて、年に1回名簿

登録をしていくと、こういうことやったんですが。

高齢者の体調は日々変化しているんですよ。刻々変わる体調の変化を把握できますか、1年に一遍のほの情報だけで。

また、絶対数の足りない支援者がどうやって津波来襲の中、避難支援できるのか。私は、これを問題視しているんです。答弁はありませんけども。

つまり、この名簿作成事業自体が破綻しているんですよ、すでに。

国事業といえども血税を無駄に使うことは許されないと思います。

町は応分の負担を出してでも、自主防災組織にお願いして、避難計画や避難路の共助体制を作ってもらうようお願いしてはどうですか。そうすれば、この今言う、この事業もスムーズにいくんですが。

どうですか町長、考えはありませんか、お聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

先程の担当の方からもご説明ありましたように、個人情報の問題があるということが、1つのネックになっているわけですので、ご理解のほどよろしくお聞きしたいと思います。

(議席より、金山さん今何時、後何分残ってますか、消費時間で

<p>議長</p>	<p>もかまいません、と発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>後残り27分です。</p> <p>(議席より、はい了解と発言あり)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>避難場所ごとの、4番です、4番目です。</p> <p>避難場所ごとの自主防災組織による避難計画の策定をお聞きしたいという質問でございます。</p> <p>避難者が避難する避難場所ごとに小グループを立ち上げ、そのグループの中で、避難計画や避難場所での生活、あるいは要支援者の避難支援手順などをですね、計画すれば、刻々変わる要避難支援者の体調変化も確認できるし、支援方法や避難後の対策、避難場所や通路の修理や管理までできると思います。</p> <p>こうした実際に応じた避難支援体制を立ち上げなければ、前記の避難支援体制や避難計画が一層できなかったという前記のようなものが一層今後進展すると、こう考えております。</p> <p>そのうえで、人材の不足するグループに対して、消防や行政職員などが支援するそういう体制にしようではありませんか。</p> <p>自主防災組織への投げかけを求めて、町長に考えをお聞きしたいと思います。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>本町では、津波浸水地域を除く地区を対象にしまして、地区単位で地域津波避難計画を策定しております。</p> <p>計画の策定にあたっては、各地区、これは、甲浦では7地区を野根地区では9地区で自主防災組織にご参加をいただき、意見交換の中での要望などを反映しまして、津波避難場所や避難路等の整備を進めて参りました。</p> <p>その避難場所や避難経路が現在の津波避難マップ、これは平成25年2月に作成されたものになりますが、このマップに反映をされております。</p> <p>また、毎年実施しております、津波避難訓練などでは、各地区の住民が津波避難マップに記されている最寄りの避難場所へ避難いたしまして、それぞれの避難場所での課題や要望があれば、自主防災組織を通じて町に報告していただいているほか、避難場所の草刈りや防災資機材の点検なども、自主防災組織単位で実施をしております。</p> <p>自主防災組織単位での活動を基本とする中で避難場所ごとの要望等がございましたら、町の方までご報告をしていただければと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私がいっているのは、その自主防災組織の中に、例えばうちの自主防災組織 1 つです。1 つの中に 3 つも 4 つも避難場所があるんですよ。それによって逃げる人は違ってくる。この避難場所には、この 7 人 10 人、こちらには、この人とというように皆グループが分かれてるんです。</p> <p>しかし、その 1 つの統括した自主防災組織になっておるもので、私がいっているのは避難場所に逃げる人のグループを作りませんかという提案なんです。はき違えないでください。</p> <p>もう一度、答弁お願いします。</p> <p>(議席より、もう一遍、言い直そうか、と発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>自席からの発言はやめてください。</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>現在は、先程申し上げましたとおり、自主防災組織単位での活動を基本として取組んでおりますが、その自主防災組織の中でグループを仮に作って、自分たちで避難場所へ避難するのであれば、それはそのグループの中で、協議なり考えていただければというふうに考えております。</p>

<p>議長</p>	<p>以上であります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>結局、その自主防災組織にその案といいますか、それを投げかけて欲しいという、そういう質問やったんです。</p> <p>もう、これ以上いいません。</p> <p>5番間の質問に入ります。</p> <p>高台の造成と移転、今後の防災対策を聞くという題名で1点、何点ですか、質問させていただきます。</p> <p>東日本震災地区を2回視察してきました。1回は自分たち家族やったもんで。</p> <p>甲浦地区は、想定津波が来れば、ほとんどが水没するとなっております。想定水域ですね。</p> <p>宮城の名取や閑上地区のようにですね、居住禁止地区に指定される恐れもあります。震災後、そうなったら震災後、住居が建てられなくなるんですよ。</p> <p>避難場所から一旦避難はできます。今十分にできてますから、皆助け合ったら1人残らず助かると思います。</p> <p>しかし、避難場所から帰って住む家はなく、また、復興するにも前の場所に建てられないとなればですよ、町外に移住せざるを得なくなるんですよ。</p> <p>町は、そうなれば人口は減るし、町は潰れると思いますが、どうしますか。</p>

<p>議長</p>	<p>その対策として、安全な防災、避難、そして、復興のためにも、また、1人の住民さんも減らさないためにも、今のうちから高台移転を協議し、新築する人から順次上がってもらうような体制を整えませんかということで、質問しております。町長、お聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>高台移転というご提言でございますけれども、今までにも何度もいただいております。何度も同じ答えをさせていただくことになりますけれども、莫大な費用がかかるわけございまして、今現在は、山へ逃げる避難路の整備と避難タワーということに傾注しているところございまして、今のところ適地なども考えてはおりませんが、ヘリポート用地をですね、取得をしておりますので、いざとなれば、そこを活用するしか、今のところは考えておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>避難場所としてね、現在、人工地盤や周辺高台が確保されておりますね。</p>

震災後、復興するまでの間は避難生活が確保されておりますけれども、もう一つの問題は、震災後、復興するまでの間、避難生活を送る施設やそういうものはないんですよ。

例えば、仮設住宅の結局設置場所もないと、こういう状況であります。

そうしたその、一旦逃げて、それから避難してから、それから4、5日、一週間そこにおったとしても、仮にもう一遍戻ったときに住む、避難所がないんですよ。そのことをどう考えていますか。

東北の例では、今後必ず同じ目にあう我々に対する警告であり、教訓であります。

来てからでは遅いと思いますので、今後、避難所や仮設用地の確保の予定があるなら年次的な計画を添えて、町長、答弁求めたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

田島議員。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

はい。

議長

(西岡 尚宏議長)

今2番目へいってますが、2番目ですか。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

言わなんだ。ごめんなさい。2番目です。

議長

(西岡 尚宏議長)

はい、わかりました。

執行部は、2番目ですので。

(議席より、金山さん、何分、と発言あり)

23分です。

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

田島議員のご質問にお答えいたします。

現在、本町では、大規模災害に備え、避難所、医療救護所、仮設住宅地など、災害時に必要な機能を事前に定める応急機能配置計画を策定をしております。

応急仮設住宅の建設用地としましては、生見防災ヘリポート付近の造成地に、また、押野公園などを計画しております。

想定される必要用地の面積は、この場所で確保をできているものと考えております。

しかし、避難所につきましては、今現在、不足することが見込まれることから、平成31年度には、野根地区に防災避難施設の着工予定でございまして、平成32年度には、白浜地区の集会所を集会所と防災機能を兼ね揃えた複合的な施設の建て替えに向けて、取組みを進めているところでございます。

以上でございます。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>田島毅三夫君、発言する前に、時間のなにかというのは、事務局には聞いたらいけませんので、</p> <p>(議席から質問台へ移動中、ありゃと発言あり)</p> <p>議長に聞いてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解。</p> <p>今、答弁がありましたね、避難所を31年には野根地区にと。私がいっているのは、野根ももちろん大事です。ようけいります。しかし、甲浦はないんですよ、1箇所も。それを心配していつてるんです。もう一度、甲浦地区についての計画をお聞きしたいと思います。</p> <p>31年の白浜の複合施設、これはどんなんですか、避難所となるんですか、そこでずっと、仮設住宅ができるまでの間、そこで生活ができるんですか、できるとしたら何人いけるかどうかお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、どう言いますか、いままで視察も随分行きましたね、職員さんも議会も随分行ってきました。</p> <p>しかし、この教訓を活かせないような視察は無駄だと思うんですよ、費用の。</p> <p>やっぱりその、行って勉強してきたことをやっぱり町の行政に生かしていかなければならない。そういう意味で今私は質問をし</p>

ているんですけどね。

行政責任はまず如何にして住民さんの犠牲をなくして、被害を最小限に食い止めるか。それが目的なんです。

そして、復興を速やかにして、町人口を1人でも減らさないこと。では、そのためにどうするかという、考えたとき自ずと目標は出てくると思うんです、目的はね。

予算や場所の問題もあるとは思いますが、どうですか。それをみんなで知恵を出し合っただけですね、協議するような体制を作りますか。その、ワークショップでもいいと思います。その高台移転について、あるいはまた、造成についてというようなことをね、具体的に話し合いをする場を一遍どうでしょうか、立ち上げませんか。答弁を求めます。

議長

(西岡 尚宏議長)

田島議員。

さっきの再問はなんの再問ですか。

自分ら2番を見よっても全然わかりませんが、1番の再問も全部が混ざっちゃうみたいで。

(議席より、答弁に対して言ったん、再問しちよいてから続けるからそういうように見えると思います。答弁があったその答弁に対してこうではないですかというて、こちらに言ってるもんでね、まあ今後それはちょっと気をつけておきます、と発言あり)

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

田島議員にお答えをいたします。

まず、防災対策につきましては、避難をする対策といたしまして、避難路、それと避難場所、それと木造住宅の耐震改修、こういったものにこれまで重点をおいてきたところでございます。

まずは、避難対策を順次してきておりますので、甲浦地区につきましては、避難所の施設につきましては、十分な施設は今現在ございません。

(議席より、予定計画、計画予定は、と発言あり)

計画予定につきましては、

議長

(西岡 尚宏議長)

自席からはしゃべらないでください。

(議席より、いや答弁漏れがあるやない、はい、ごめんなさい、と発言あり)

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

それと、計画につきましては、先程申し上げました、平成32年度に白浜地区に防災機能を兼ね揃えた複合的な施設を計画しております。

避難所の面積につきましては、31年度予算で詳細設計を予算計上させていただいておりますので、今現在では何平方メートル

	<p>というのはお答えすることは、現在できないというような状況でございます。</p> <p>それと、今、高台を検討するにあたってのワークショップの検討してみてもどうかということですが、こちらについても、今後、必要であれば、検討していきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今後また、いろいろとその都度、質問していきたいと思います。</p> <p>6つ目の質問に入ります。</p> <p>DMV導入計画の、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3番は、かまんのですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>うん。もう3番抜かしました。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それやったら言うてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい、了解。</p> <p>上と重複してますので抜かしました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はいはい、ほな 6 番。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>6 番、DMV 導入計画の確認と費用対効果を問うということでお聞きしたいと思います。</p> <p>3 台を購入して 7 人体制といたしましたかね。</p> <p>どこを、間違うちょったら指摘してください、そう聞いています。</p> <p>どこをどのように走るのか。その運行マニュアルはできていますか。それをお聞きしたい、まず 1 点お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>小松議員にもお答えしました内容と同様でございます、DM</p>

	<p>Vバスモードの走行経路につきましては、導入協議会の幹事会で現在協議を重ねているところでございます。</p> <p>現状では、JRと接続する鉄道のダイヤをベースとしながら、想定できる運行エリアの絞り込みなどをしたうえでのルート決定、また、バス事業者などとのダイヤ調整等を含め、協議に時間を割いている状況でございます。</p> <p>また、走行ルートが決定いたしましたら、運転士7人体制のもと運行することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>6の1番についての質問に対する再問でございます。</p> <p>走行マニュアルもできていないのに、どんどん進展させていきますね。機械も、バスも買って。</p> <p>こういうことでこれ、どんなんですか、採算というか、将来大丈夫ですか。赤字になるとか、そういう計画もできず、走行、どこをどう走って、どれくらいの人が入って、どれくらい収入があって、どれくらい支出があって、赤字になるか黒字になるか、そういうこともまったくわからないまま、今どんどん進めていますが、もう一度答弁お願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>

<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>運行マニュアルにつきましてですが、先程からご答弁させていただいてます。</p> <p>走行経路につきましては、海陽町、東洋町含め、どのルートを通るか、また、通るルートによって、その料金設定なども当然変わってくるかと思いますので、今現在協議中ということです。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>質問はですね、結局そういうその、検討中なのに、もう進んでいる拙速を今、質しよったんですよ。</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>聞くところによりますと、観光ベースにするとも聞いておりました。</p> <p>しかしその、どこをどのように運行するか、室戸まで行くという話もありましたね。</p> <p>コースや採算性、費用対効果などの算定はできていますか。できてないんですよ、そのままやっていくというだけであります。</p> <p>開業当時は確かに別の議員さんのあれにもありましたが、開業当時は確かにめずらしさもあって、客もあるだろうけれども、雨天やシーズンオフなど、最悪は1人や2人の乗客でも、室戸まで運行しなければならないというような状況が起こればどうしま</p>

	<p>すか。大変ですよ。そういうことも含めて心配であります。</p> <p>だから、どういう運行マニュアルをするか、今後、分かり次第、議会に連絡をいただきたいと思います。</p> <p>7番目にいってかまいませんか。議長。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい、これは答弁いらんのですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう、これはいいです、聞いております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はいはい、ほんなら7番目どうぞ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>7番目の質問に入ります。</p> <p>勤勉手当の改正を求める件ということで、何点かお聞きしたいと思えます。</p> <p>勤勉手当が、ちょっと約になっております、2700万円くらい今支給されておりますが、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】こういう言い方はちょっと私も嫌でございますが、現実ですのでそのまま言わせてもらいます。【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】</p> <p>こうした公僕とはいえない職員にまで一律的に、この勤勉手当が支給されているんですよ。</p> <p>業務の褒賞としては、期末手当や退職時の特別加算措置など、</p>

議長

たくさんありますが、十分に支給されておると思います。

こうした【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】にまでですね、毎年、多額の住民血税が同額支給されていることには、困窮する住民目線で納得ができません。

審査を厳しくして、特に優秀な職員に限って支給するような条例の改正を求めたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

ただいまの質問で、非を認めず、嘘を言い、罪を転嫁して冤罪処分する。約束を守らない。嫌がらせをするなど、あるまじき非行が庁舎内に蔓延し、こうした公僕とは言えない職員、また、こうした嘘を言い冤罪にしたり、証言させないような非行職員という発言がありました。

(議席より、非行とは言っていない、と発言あり)

書いちゃあるやないですか。書いてあるやないですか。

(議席より、抜いてます、と発言あり)

あなたは職員に冤罪処分されたのですか。されていないですよ。

(議席より、議長、と発言あり)

あなたに処分を科したのは、東洋町議会です。

<p>総務課長</p> <p>議長</p>	<p>(議席より、議長、と発言あり)</p> <p>職員ではありません。</p> <p>田島毅三夫君の先ほどの発言は、事実に基づかないものでありますので、不穏当発言とみなしますので、この部分は議長権限で発言を取り消します。</p> <p>(議席より、答弁いらんのやないのか、と発言あり)</p> <p>大坪総務課長。</p> <p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>現在の勤勉手当の仕組みにつきましては、職員個々に成績率を決定し、その職員の、給料月額に、成績率をかけたものを、勤勉手当と支給しておるところです。</p> <p>その成績率は、勤務成績が特に優秀な職員、勤務成績が優秀な職員、勤務成績が良好な職員及び勤務成績が良好でない職員に評価し、支給することとなっておりますので、特に優秀な職員に限ってだけという支給をするというような、条例改正及び規則の改正を行うことは考えておりません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
-----------------------	---

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう答弁が返ってきました。

ここに、人事評価シートというのがあります。

これは、私 16 項目とありましたが、訂正します。14 項目でした、両方とも。これは、すいませんでした。

これを見ましてもね、私がいっているのは、これは次の 8 番目の質問と重複してきますので、ちょっとややこしくなりますが、結局要するにですね、この今言う、先ほど議長が言われた取り消した部分の中にもありますが、私が局長の問題に対して処分申請をしたんですよ。審査委員会として、職員を 4 人入れて審査委員会、かまいませんか。審査委員会を作ってそこで審査した。

そのときに、2 人の証言を求めただけで、私の証言はまったく聞かずに審査、決裁してるんですよ。

そういうことに対して、私は言ったんですよ。この問題は。職員、あなたは議会じゃないのかと言いましたが、議会だけでなく、わしは職員として、そのことを訴えたんです。なのでそのことを言うておきます。

議長

(西岡 尚宏議長)

田島議員。

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

はい。

議長

(西岡 尚宏議長)

<p>7 番議員</p>	<p>質問の範囲を超えています。注意します。 次へ移ってください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>勤勉手当は、管理職員には特別職が、議員には上司が査定するとして、それぞれ14項目の査定基準が決められ査定しておりますが、1問目のように、非を認めず嘘を言い、罪を転嫁していく、冤罪にして処分する。約束を守らない。嫌がらせなどの問題項目を入れて、厳しく査定する仕組みに改正してくれませんかという質問でございます。</p> <p>その、町長にお聞きしたいと思います。2問目、2問目、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>嘘を言い、というような表現でございますけれども、どこが嘘なのか、ご指摘していただければと思います。</p> <p>(議席より、さしてもらいます、と発言あり)</p> <p>それと、次の質問になりますかね、8番移ってるんですかね。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

	<p>いや、</p> <p>(議席より、流れによって変えようか、と発言あり)</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>質問の趣旨は何でしたかね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あの、質問の趣旨いうて、町長、2番ですよ、7番の2番です。</p> <p>(議席より、ほの今言う、かまん、と発言あり)</p> <p>自席からは駄目です。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>このような勤務状況につきましては、十分に査定をしているというふうに思っておりますので、これは、田島さんだけの見解だというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは8番の質問に関連しますので、この7番は、これで打ち止めしておいて、8番目で質問するようにいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>かまいませんか。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>8 番目の 1 番についてお聞きしたいと思います。</p> <p>平成 29 年 12 月 8 日の議会において、行政統括責任者町長として、確実な証拠もないのに、精査もせず、職員の虚偽証言を鵜呑みにして、議員としてあるまじき行為、資質に欠ける発言があった。本日直ちに厳しい措置を要請する、これ要旨です。要約、短くしました、要約です。と檄、檄という言い方はちょっとあれですね、指示をしたに変えますが、飛ばし、それを受けた議会は、当事者私に正当な弁明も反論もさせずに、直ちに出席禁止の処分を科してきました。</p> <p>一般質問、質疑、計 20 問をさせられなくなりました。できなくされました。</p> <p>さらに、この問題を大きな理由として、除名処分までにつながったのです。</p> <p>この精査もせず、処分を求めた町長要請は、町長は議員を処分できないという法令に反した不当な越権であると。真摯に謝罪を求めたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>町長お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>

ただいまの質問についてですが、まず、質問の題名ですが、議員や職員の処分の公正化を求めるとのことですが、議員に対する質問は、執行部にはできません。

(議席より、了解、と発言あり)

次に、質問の趣旨から、これは、議会が田島議員に懲罰を科したことについてでありますので、懲罰を科したのは東洋町議会でありますので、執行部への質問として認めません。

次に移ってください。

(議席より、はい、かまいませんか、と発言あり)

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

双方の言い分を聞くというのはね、これはもう、公正、公平な要請だけでなく、子どもも知っている社会規範の基本でありますね。

議長

(西岡 尚宏議長)

何、言っているんです。

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

だあ、そのことについて

議長

(西岡 尚宏議長)

勝手な発言はやめてください。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それぐらいは言わしてもらいたいです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、それぐらい、議場です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2 番に移ってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2 つ目の質問に入ります。</p> <p>さらに、標題は除けています。載っていません。</p> <p>さらに、町長は、平成 2 9 年 1 2 月 6 日、議会事務局において事務局長が、立会人である副町長の面前で、私に対して大声で怒鳴り付けたことに対する私の局長処分要請を受けて、町長直属の部下である、課長級 4 人を委員に任命し、町審査委員会を設置し審査させましたね。</p> <p>しかし、審査会は、怒鳴った事務局長及び同席した副町長の 2 人のみを証人として呼び、2 人の大声で怒鳴ったのは局長ではなく、田島議員だったという真逆の虚偽証言を真実と決めつけ、一方の被害者である田島の証言は、私の証言は拒否して、させずに局長処分の申請を却下したのであります。</p>

<p>議長</p>	<p>この公平、公正さを欠く審議、決裁は、法令や条例の各項に反したあまりにも不当な措置であり、決裁は無効である。</p> <p>第三者委員会による再審査を求めますが、町長いかがでしょうか。</p>
<p>町長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>局長処分要請というふうにありますけれども、これはそのような法的根拠のある文書ではないわけございまして、その文書全体の内容について、この件だけではなくて、さまざまなことが書かれております。</p> <p>その文書全体の真偽を調査するため、審査会を執行部内に設置したわけございまして。</p> <p>処分を検討するため設置したものではないわけございまして。</p> <p>この文書はですね、田島氏の文書は、法的根拠に欠けるということございまして、取り扱いについても、決裁もしておりませんし、却下もしていないわけございまして。</p> <p>真偽だけについて、調査をさせたものであります。</p> <p>また、議会は議会で調査するなり、協議するなりするであろうということございまして、執行部内での調査を指示をしたと言う状況でございます。</p> <p>また、聞き取り調査対象者は文書全体でございますので、5名であったと報告を受けております。</p>

(議席より、ああそうと発言あり)

この一連の件についてですね、私としましては、職員の懲戒処分をしなければならないような事案ではないというふうに判断しております。

第三者委員会の設置の必要性はないものと考えております。

処分対象であるとの法的根拠があるのであればですね、ここにおられます各議員も執行部も検証可能な資料を提出していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

町長、そう言っておりますが、現場に居なかったんですよ、町長はね。そうでしょ。だから、証人の言い分をそのまま聞いているんですよ。

この場での審議の、この今、本議会でのこの中でこういう話を全部煮詰めるわけにはいきませんが、ただひとつだけですね、そういう、仮に本式なものでないとしてもですよ、一人の処分を要請したものに対する審査をするのに、片方の意見をだけ聞いて、片方を聞かないという、これはね、私は町長としてあまりにも、行政としてあまりにもこれは、どういいますか、不法、違法だと思っております。

	<p>ぜひ、その不当な措置によって受けた侮辱と名誉の回復のためにもですね、私のですよ、ぜひ、第三者委員会の再審査をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。もう一度聞きます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>そのような考えは持っておりません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは3問目やね、了解。</p> <p>再々質問として聞きます。</p> <p>【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、ちょっと違うんじゃないですか。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そんなことないやろ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>まあ言いたい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>【地方自治法第 1 2 9 条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今の質問は、質問と全然違いますので、それは全部もう取り消します。</p> <p>ここで休憩をいたします。</p> <p>再開は、3 時 5 分です。</p> <p>(休憩時間：1 4 時 4 4 分)</p> <p>休憩前に、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：1 5 時 5 分)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>

<p>7 番議員</p>	<p>9 番の、N P O 負担金を聞くからです。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>9 番目の質問に入ります。3 件あります。</p> <p>1 つ目、本年 3 月までの 3 年間で国金と町費で計 5 千万円をつぎ込んできましたね、この野根川開発のための N P O、W R P への事業です。</p> <p>3 年で終了ということを知っていましたが、さらに、本年度から国と町が年間 1 千万円ずつ出して、今後 3 年間継続することで進められているらしいですね。</p> <p>N P O からは、3 年目にしてやっと年々の事業計画と支出報告は受けましたが、実施事業費や人件費、備品購入などに、疑問点が多々あり、いくら使ったのか、事実使ったのかの確認のために領収書の開示を求めておりますが拒否されております。</p> <p>社員や役員名簿の住所も黒塗りにされ、配達証明で送った開示請求は受け取りを拒否されております。</p> <p>また、要綱規定の中間報告も、完了後の報告もありません。</p> <p>つまり、まったく実施正体が不明なのです。</p> <p>これは、住民血税、公費の不当支出ではないのか。</p> <p>町として、N P O、W R P に領収書の開示を求めますがいかがでしょうか。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p>

	<p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>町として、NPO法人、ウォーターズリバイタルプロジェクトに、領収書の開示請求を求めるかどうかのご質問ですが、以前、田島議員からの開示請求に対し、開示をいたしました書類にありますとおり、NPO法人が保管しております領収書を積み上げたものを使用概算の表に落とし込んでおりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>領収書を今、添付してあると聞きましたが本当ですか。</p> <p>これは、まあもう一度再答弁してください。見ていません。</p> <p>再質問として聞きますが、例えばですね、29年度に購入をしたという海部川の鮎の購入費の計上ありません。</p> <p>2つ目、東京三越で販売したという鮎の収入ありません。</p> <p>リバーウォーキングの参加費1人1500円で53人の収入、50何人でしたか、ごめんなさい、収入ありません。</p> <p>年一回といわれる総会費用に47万円も計上したがその実態はわかりません。</p> <p>平成28年度の企画制作費129万6千円、撮影費42万円がWRPからWRPへ支出されておりますが、この経緯がわかりません。</p> <p>消費税の計上がないと思われます。というのは、万円単位で支出計上されている金額がだいぶあるんですよ。</p>

<p>議長</p>	<p>消費税が入れば万円単位で収まらんとおもいますが、そのところもわかりません。</p> <p>29年度には、給料、旅費300万円が出ておりますが、誰の給料なのか、ほんでまた、どのような旅費なのか、各金額は不明であります。</p> <p>こういうことがありますので、もう一度、かっちりとその領収書のこと、副町長、いやごめんなさい、総務課長、答弁お願いします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>少し言い回しがおかしかったかもわかりませんが、NPO法人が保管しております、その領収書をもとに、使用概算の表に落とし込んだものを田島議員の方にお渡しをしているということでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>また、収入と事業費の内訳につきましては、また、NPO法人の方に確認の方をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p> <p>7番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p>

<p>議長</p>	<p>そういう、股写しでなくて実物が見たいと思います、領収書の。それもよろしくお願いします。</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>NPOには、定款や収支の報告書、会員名簿などを常時保管し、開示請求があれば、閲覧させなければいけないという規定がありますが、なぜ、保管して開示するよう指導しないのでしょうか。</p> <p>何故、事業実施主体者として、町は必要書類の提出を求めないのでしょうか。お聞きしたいと思います</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>NPO法第28条には、前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支計算書や役員名簿など、6つの書類を備え、置かなければならない書類として定められており、田島議員からのご指摘により、現在、野根の事務所にも備え付けておりますので閲覧が可能な状況となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3番目の再問になります。</p>

議長

NPO法人が事務所に常備しておかなければならない必要書類としてですね、前年度の、ごめんなさい、事業報告、前年度の財産目録、それから、今言われたものの他にですね、定款認証書の写し、登記簿謄本の写しなどありますね。それも全部そろえちゃってください。見に行きます。

それから、この役員名簿のですね、この黒塗りについては、これはどういたしますか。これは違反です。答弁求めたい。お願いします。

(西岡 尚宏議長)

これ、あの田島議員、中身がNPOの話になってると思うんですけど。

(議席より、そうです、NPOの役員名簿です、と発言あり)

町と違うでしょうこれは。

(議席より、1問目の3つ目の再々問です、答弁に対する再々問を聞きましたと発言あり)

いやいや、今2問目の再々問はわかってますけどね、これは町への質問じゃなくて、NPOへの質問じゃないですか。

(議席より、ああそれを説明せんといかんね、どうしましょう、ちょっと休憩取ってもろたら説明します、と発言あり)

	<p>いやいや、それはもう、今さらそれを説明してもら必要はないです。</p> <p>それは、NPOへの質問になっておりますので、3に移ってください。</p> <p>(議席より、ほな質問しましょうか、どうしよう、私からやりましょうか、と発言あり)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>実は、事業主体者は東洋町なんですよ。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、そのことはもう2番はいいです、3番に移ってください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやいやほんで、説明しよる。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいやじゃないです。</p> <p>説明はいりません。3番に移ってください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>こんなことではね、話にならん。</p> <p>3番目、住民</p>
--	---

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いらんことを言わないでください。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>住民血税を2500万円も注ぎ込みながら、この3年間に、目立った活動といえば、魚道の改修が2件と野根川ウォーキングが3回か。</p> <p>それから、タレントを呼んだイベントと、看板を8カ所とか、鮎の瞬間冷凍機200万円の購入など、海部川のアユを東京三越で売ったと聞いておりますが、その収入形状もないわけですね。</p> <p>補助金の領収書は不要として開示を拒否しますが、事実確認ができておりません。</p> <p>町として、NPOに開示請求するよう求めますがいかがでしょうか。町の責任ですからね。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>1でお答えしました内容と同様でございますが、NPO法人が保管しております、領収書を積み上げたものを使用概算の表に落とし込んで、田島議員の開示請求に対して、お渡しをしておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>(議席より、局長、何分残ってますかと発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>6分と、答弁が5分です。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私が言っているのはね、総務課長。</p> <p>事業主体が東洋町なんですから、東洋町が、今言う、NPOから資料を受け取り、それを県に渡して、県から国へいくというシステムになってるんですよ。</p> <p>ところが、東洋町にないというからほら、向こうから受けたら一旦コピーを取っておいて、それから、そのなにを県に送るはずなんです。</p> <p>そこに、定款も何もこういうからほら、うちはおかしいと。</p> <p>だから、東洋町がすべてこれを揃えて、その保管したものを私は開示してくださいと、こうお願いしてるんです。</p> <p>もう一度、答弁お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>定款と、それとNPO法人が事務所に備えつけて置かなければならない書類というのは、現在、野根の事務所の方に置いてござ</p>

<p>議長</p>	<p>いますので、そちらの方で閲覧をしていただければといふうに思 います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今のん3問目かな。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3問目です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、最後の質問に移ります。</p> <p>県境を越えた阿波3町との、阿波3町、海陽町、それから美波、 それから日和佐、</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>牟岐やろ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ごめんなさい牟岐よ、間違えて。</p> <p>もう歳とったらこんなになって、ごめん。</p> <p>阿波3町との広域圏、私はゾーン、ゾーンと言ってきましたけ れども。</p> <p>体制による連携を求めたいと、こういう質問でございます。</p>

現在も、鉄道や救急医療、商業、教育など、互いに連携はしておりますけれども、今後、防災はじめ、震災避難や復興、高速道路の完成に伴う、引き込み客の増加など、徳島南部の町とのゾーンでの連携、対応が互いの生き残りのためにも緊急的重要課題になると、こう考えております。

まず、連携するための行政間の準備会の立ち上げを本町発起によって、海陽町など阿波3町に求めることを提案しますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えいたします。

現在、いろいろな取組みをですね、議会組織といたしましても執行機関といたしましても、やっと芽生えてきたところであるというふうに認識をしているところでございます。

個々の連携の取組みにもですね面的な方向で取組んでいくためには、お互い広域間で信頼関係を強化していく必要もございません。

高規格道路の事業化決定ももうすぐのところまできているところでございまして、良い方向で決定されるのではないかなという感触も持っているところでございまして、この件に関しましても、要望活動など、美波町含めですね、安芸郡含め、合同で行ったり、手を変え品を変え様々な形でやってきたところでございまして、一致協力して進展してきたというふうに考えております。

今後もそのような取組みをさまざまな形で広げて参りたいというふうに考えておりますので、今後とも、田島議員も、ご協力をしていただきたいなというふうに思っております。

(議席より、了解と発言あり)

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

やっと噛み合うた答弁がいただきました、最後になって。

再問ということで。

私がいっているのは、今現在、国やあちこちで問題になっている、国主導の、結局、合併的な連携構想ではないんですよ。

今言う、ほう言うほの町と町とが連携すると、こういうね、言ったように、医療とか文化とか1次産業、そういうものの取組みをしていきませんかという、そういう提案でございました。

そこでですね、まず、いろいろ個々に取組みは行われていると今答弁がありましたが、私が言っているのは、どうでしょう、昔、阿佐東線に限ってでしたが議会の中での協議会があったんですよ。

そういう形の何かその、全体の町と町との、全体の地域と地域とのそういう、全体的な協力体制を結ぶための今言う協議会と言いますか、そういうのをまず執行部から入っていただいて、やが

	<p>て我々議会の方も入るような形でね、広げていったらどうかという提案です。</p> <p>ぜひ、もう一度お聞きしたいと思いますが、町長が発起して、こういうその行政間の検討協議会、名前はどうでもいいです、よな形のものをつくってってはどうか。</p> <p>もう一度、お願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>先ほどの答弁と</p> <p>(議席より、はいと発言あり)</p>
	<p>同じになりますけれども、議会組織もですね、3町合同でありますとかでいいので、執行部も入ってですね、交互で会を持ったりですね、そういう取組みがやっとできたということでございますので、これを広げていくという形でですね、取組んでいきたいというふうに思っております。</p> <p>田島議員も懇親会にはぜひ、出席していただければと、状況がわかると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3 問目やね。</p> <p>そういう答弁をいただきました。</p> <p>懇親会も極力参加をさせていただきたいと思います。</p> <p>最後になりますが、これは今の答弁聞きよったら、妙に先送りになって前に進まないような気がいたします。</p> <p>後は、時の流れを待たないかんかなと思っております。</p> <p>以上です。どうも、ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：15時22分)</p> <p>(議席より、議長、と発言あり)</p> <p>8 番、福島君、何でしょうか。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>休憩の動議を提出したいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>何のための休憩動議でしょうか。</p> <p>自席で簡潔に言ってください。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>本日の田島毅三夫議員の言動についての対応を各議員と相談</p>

議長

したいと思いますので、できれば20分ほどの休憩をお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

ただいま、8番福島君から20分間の休憩動議が提出されました。

この動議については、会議規則第16条の規定により1人以上の賛成者が必要です。

賛成者の挙手を求めます。

7名です。

ただいまの8番福島君からの20分間の休憩動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成がありましたので、動議は成立しました。

休憩の動議を議題として、採決します。

この動議に、賛成の諸君の挙手を求めます。

賛成7です、挙手7名です。

よって、20分間の休憩動議は可決されました。

ここで、休憩に入ります。

再開は3時43分です。

(休憩時間：15時23分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

小松君、手を挙げておりますが、声を出してもらわんとわかりませんが。

(議席より、動議を提出したいです、と発言あり)

一旦、小休します。

(動議案を議長へ提出)

再開します。

ただいま、3番、小松熙君から東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案が提出されました。

この動議については、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項により所定の賛成者がありますので、成立しています。

ここで、休憩に入ります。

コピーをしますので、そのまま待機してください。

(休憩時間：15時44分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15時49分)

ただいま、お手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに、賛成の方の挙手を願います。

挙手7名であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。
再開は、4時といたします。

(休憩時間：15時50分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：16時00分)

これより、追加日程第1、発議第3号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島毅三夫議員退場)

本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。

高島議会運営委員会委員長。

議会運営委員長

(高島 俊彦議会運営委員長)

それでは議会運営委員会の報告を行います。

さきほど、この動議について検討した結果、田島議員に弁明の機会を与える。

次に、提出者に対しての質疑を行う。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える、提出者に対しての質疑を行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>3番、小松熙君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(小松 熙議員)</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議について。</p> <p>地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により動議を提出する。</p> <p>提出日は平成31年3月8日であります。</p> <p>提出者は私、東洋町議会議員小松熙、賛成者は今宮裕明、武山裕一、小野正路、高島俊彦、平山照生、福島登の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明します。</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君は、本日の会議において、地方自治法第129条の議場の秩序維持、同法第131条の議長の注意の喚起、同法第132条の品位の保持、東洋町議会会議規則第54条の発言内容の制限、同規則第102条の品位の尊重に抵触すると思われる行為があった。</p> <p>よって、規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、田島毅三夫君の懲罰が必要であると考え、賛成議員とともに</p>

<p>議長</p>	<p>に田島毅三夫君の懲罰動議を提出する。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君の、一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>(田島 毅三夫議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>弁明と言われましたが、何を弁明するんですか。</p> <p>具体的な、まったくこの、条項を読み上げただけで、私はこの条項のどこにどのように違反したということがまったく出ていない。</p> <p>あなたたちは皆、集まって協議したから、そのいちいちわかっているかもわかりませんが、私はまったく腑に落ちません。</p> <p>こういう状態で、弁明はできません。</p> <p>以上です。</p> <p>弁明拒否です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。</p>

弁明拒否とっておりましたが。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島毅三夫議員退場)

これより、発議第3号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して、審査することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定によ

り、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、1番、平山照生君、2番、高島俊彦君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島 登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、議長に提出してください。

ここで、お諮りいたします。

ただいま、設置されました、発議第3号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議における懲罰特別委員会の審査につきましては、閉会中の継続審査、調査に付すことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島毅三夫議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

発議第3号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議における、懲罰特別委員会の審査につきましては、閉会中の継続審査、調査に付すこととなりましたので、ご報告します。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

これで、平成31年第1回東洋町議会定例会を閉会します。

どうも、お疲れさまでございました。

これにて、議会放送を終了いたします。

(閉会時間：16時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員